中京大学大学院社会学研究科

社会学論集

第19号(2020年3月)

竹内吉正による欧州ホームヘルパー活動					
事情視察の行利	星と成果				
		中	嶌		洋
教育社会学にケイパビリティ・アプローチを応用す 	る				
レビューを中心とした	試論的	考察			
		森	田	次	朗
長時間労働の規制で女性の貧困削減と効率を追 — ひとり親には児童扶養手当の充実を	!求				
		+	図	市百	业

竹内吉正による欧州ホームヘルパー活動 事情視察の行程と成果

Itinerary and Results of Yoshimasa TAKEUCHI's Visits for Observation of Home Helper Activities in Europe

中嶌 洋
Hiroshi NAKASHIMA
中京大学現代社会学部准教授

Ⅰ はじめに──研究の目的と課題

竹内吉正 (1921.1.15-2008.12.14,以下,竹内)は、1955 (昭和30)年7月11日に上田市社会福祉協議会(以下,市社協)初代事務局長に着任して以降、ホームへルプ事業を中心とした民間社会福祉事業の推進に携わり、1961 (昭和36)年4月3日に長野県社会福祉協議会(以下,県社協)に異動後、大蔵省貯蓄推進本部長野県貯蓄推進員、長野県公衆衛生専門学院講師、長野県新生活運動委員会事業部長を兼務するなど幅広く活躍した。なかでも、同県社協組織課長在任時の1969 (昭和44)年11月22日に、竹内はすでに、欧米諸国の老人福祉の素晴らしさを察知し、1971 (昭和46)年11月4日~20日までの約2週間、第1回欧州ホームヘルパー活動事情視察(以下、北欧視察)に臨んだという(長野県ホームヘルパー協会1991:35)。そして、帰国後、視察報告のまとめや講演活動に奮闘し、1977 (昭和52)年3月まで県社協内の職務を全うするが、彼の視察状況や海外から受けた影響がこれまで語られることはほとんどなかった。

2019:1-13), 西浦(2014:101-10)などがあり、なかでも、介護福祉学研究会監修(2002:35)は、「ときの長野県社会部厚生課長であった原崎秀司のアイデアが出発点であったが、彼は先年欧米の福祉先進国を視察し、イギリスにおけるホームヘルプサービスについての実情をつぶさに見てきた」と原崎の慧眼を論ずるが、竹内自身の着眼点や彼が行った北欧視察の詳細は見落とされてきた。次に、竹内を「当時の上田市社協事務局長であり本事業の実質的推進役」と位置づけた山田(2005:194)からは、同事業に対する功労者としての位置づけが示唆されるものの、実質的推進役として彼が担った役割やそのプロセスが具体的に浮き彫りにされていない。その他、「欧米諸国と比べて日本での導入は大幅に遅れたものの、日本が高度経済成長期を迎えるに伴い、ホームヘルプを巡る環境にも変化の波が訪れた」とする西浦(2014:102)もあるが、こうした変化の波を、竹内ら同事業関係者がどう捉え、いかに対応しようとしたのかまでは詳らかになっていない。

つまり、多くの先行研究が家庭養護婦派遣事業をわが国のホームヘルプ事業の嚆矢とするものの(須加 1996:90; 山田 2005:198 など)、その後、日本社会が高度経済成長を遂げようとした 1970 年代を中心に、大きな社会変動のなかで同事業がどのように推し進められようとしたのかが十分に探究されておらず、その展開過程の全貌が明確になっていない。この点については、同事業の実質的推進役を担った竹内に着目し、彼がいかなる思想や認識の下、どのような役割を果たしていたのかを解明しなければ捉え切れまい。例えば、旧来の国内事情のみを捉えていた視点に留まるものではなく、国外にまで射程を拡げ、竹内が諸外国からいかなる影響を受けながら同事業を推進しようとしていたのか、あるいは当時の諸外国と日本との間にどれほどの懸隔があり、将来の日本社会にとって必要な手立てをどう講じようとしたのかなどを、竹内に関する第一次史料から精査しなければならない。

そこで、本稿では、1971 (昭和 46) 年 11 月に実施された北欧視察に着目し、 竹内による視察の行程やその成果の検証から、ホームヘルプ事業の推進をい かに企図しようとしたのかを具体的に解明することに主眼を置く. なお、 1971 (昭和 46) 年 12 月 8 日付の『信濃毎日新聞』記事を紐解くと、「海外 の老人たち」と題して、竹内の北欧視察が大々的に取り上げられ(信濃毎日 新聞社 1971:4)、彼が 6 ヶ国を訪問していたことが示唆される. 但し、この 視察は家庭養護婦派遣事業創設から約 15 年後に行われた視察であるため、 制度の創設史というよりはむしろ、その運用面での関係者の試行錯誤にアプローチし得ると考えられ、法制度化の効果や影響が問われる昨今の社会福祉 実践にも通じており、意味深い.

以上のような問題意識の下、本稿では、長野県下におけるホームヘルプ事業の推進者として竹内を位置づけ、彼が諸外国からどのような影響を受けたのかを北欧視察の行程及びその成果から具体的に明らかにすることを目的とする。研究方法は、視察当時に竹内が記した日誌『自由日記』(1971年10月7日~1972年11月12日、本論では自由日記)に加え、彼の視察研修の一端を報じた地元新聞記事(「海外の老人たち」『信濃毎日新聞』第32290号、1971年12月8日、第4面)、帰国後、彼が成果をまとめようとした草稿原稿(「ロンドン、スウェーデン、デンマーク、パリ、ローマ、スイス」『出典不詳』1971年及び「個への探究――欧州駈けある記から(その三)生活と伝統と」『出典不詳』1972年)などの第一次史料を用いる。

一方,研究課題は、①視察以前の竹内の問題意識の所在の解明、②竹内による北欧視察の行程及び着眼点の究明、③帰国後、報道された視察成果と竹内の苦悩の探究、④視察後における竹内の思索とホームヘルプ事業化との関連の検討、の4点である。これら4点から、高度経済成長期に竹内が北欧諸国から影響を受けながら、いかにしてホームヘルプ事業を中心とした民間社会福祉事業を展開しようとしたのかを考証する。倫理的配慮としては、竹内関連史料に関し、竹内の実兄の花里吉見氏から2009(平成21)年10月3日に使用許可及び研究の範囲内での公表の許可を得た。また、筆者の所属校の研究倫理審査委員会から承認を得た(中京研倫第2019-007号、2019年7月17日承認)。

Ⅱ 在宅老人問題の検討と壮行会開催

高齢化社会に突入した 1970 (昭和 45) 年のわが国では,「豊かな老後をみんなで築くこと」が老人週間目標とされ,福祉ビジョンや厚生行政の長期構想化が発表されるなど,高齢者施策が重視され始めていた.併せて,「老人家庭奉仕員事業運営要綱」(社会局長通知,40.4.1 社老第 70 号) の通知をはじめ,ホームヘルパーの全市町村への配置,心身障害児家庭奉仕員制度の発足などの動きから,在宅福祉問題への関心の高まりが窺えた.一方,思想面では,住谷・右田 (1977:159-219) が地域福祉や民間社会福祉を保健・医療

や住民運動から捉え,この他にも、住民の自発性、任意性、選択性と、行政の指導性との均衡に配慮した阿部(1978:256)、戦後社会事業思想の継承と創造を熟考した吉田(1979:498)などが注目され、民間社会福祉に身を投じた竹内自身も日々の業務や講演活動などに勤しんでいた。

このような社会背景の下、竹内は、1971 (昭和 46) 年 10 月 22 日に長野県下を来訪した老人問題研究会メンバーへの対応に追われていた。そして、以下の如く、この会合から気づきを得たことが示唆される。

午前中は老人問題研究会のメンバーが来局する。五十名近くに達する。 討議の中に老人福祉を考える上で重要な問題が多く含まれているのを知る。大きな動きの中にいるように思う。在宅老人問題が、どんな形になるのかが伺われて県内意識層の動きが若干理解できる。午後は企画調整会議が行われる。関東ブロックの事務局長会議の思想統一がはかられる。(自由日記:1971年10月22日)

上記の「老人福祉を考える上で重要な問題が多く含まれている」という文言に、県下の老人福祉施策に改善の余地が少なくないことが窺え、「県内意識層の動きが若干理解できる」から、今後の同県が目ざす方向性の把捉及び思想統一を志向する竹内の内面を汲み取れる。

一方、竹内個人の問題としては、「大きな事を構えての事であるだけに業務上のことや旅行先のことなど、大変に忙しく奔走する。どうも公私の関係業務が追って来る。風邪気味の喉を完治させるのに心をついやす。」と吐露し(自由日記:1971年10月23日)、竹内は健康面に留意しつつも、自身初の海外視察への期待を高める。そして、北欧視察のための旅券手続き(1971年10月7日)、ホームヘルパー日記の英訳依頼(企画調査係長竹下氏、同26日)、保険への入会(同)、県社協会長、県厚生課長への挨拶(同30日)などと、渡欧の準備を進めている。つまり、視察直前の竹内は、県下の老人福祉の不完全さを認識しつつも大きな転換期のなかで人々の思想統一の必要性を看取し、一方で、自身初となる海外視察を前に、自らの民間社会福祉事業を推し進める必要性を自認していた」。

このようななか、竹内は北欧視察の出発日を迎える. 但し、一度の視察研修であり、しかも約2週間という極めて短期間での渡欧となるため、そこで

の収穫は未知数である. それ故, 竹内は, 異国での限られた学びに貪欲にな ろうとしたと考えられる. 以下, 北欧視察の行程, その成果, その後の展開 の順に見ていく.

Ⅲ 欧州ホームヘルパー活動事情視察(1971.11.4-20)の行程1 イギリス視察──ロンドン厚生局

老齢福祉対策推進要綱が発表された 1971 (昭和 46) 年 10 月 31 日に出発の朝を迎えた竹内は、最初の視察地であるイギリスに向かう。竹内自身、視察の全行程を書き留めていないが、帰国後、報道された地元新聞記事を紐解くと、「このほど社団法人老人福祉研究会主催、厚生省後援で、海外老人家庭奉仕員活動視察と、"老人の船"(洋上大学)の二つが催された。いずれも海外の老人福祉状況を見て回ったが、家庭奉仕員活動視察団に特別参加した県社協組織課長竹内吉正さん、"老人の船"に講師として乗り組(ママ)んだ老人クラブ指導者小林文成さん(伊那市)にその感想をきいてみた。西欧を回った竹内さんは『日本の立ちおくれを痛感』し、東南アジアを見た小林さんは『まだこちらの方が恵まれている』と対照的な意見だった。」と報じられ(信濃毎日新聞社 1971:4)、竹内が家庭奉仕員活動視察団の一員として、諸外国の老人福祉状況を見聞していたことが分かる。加えて、海外視察を終え、「日本の立ちおくれを痛感」という彼の言葉に象徴されるように、自国と諸外国との懸隔に驚嘆していたことが以下からも看取できる。

回った国はイギリス、スウェーデン、デンマーク、フランス、イタリア、スイスの六ヵ国. 行ってみてまず、老人ホームの現状とあり方がこちらと根本的に違うのにびっくりしました. 日本では生活力と身寄りがなければ、健康な老人を養護老人ホームへ入れますが、むこうでは健康老人はたとえ一人ぐらしでも、できるだけ家庭に置こうとする. もちろん、ホームヘルパーなど一人ぐらしが出来る環境も整えての上ですが……. (同)

上記の「こちらと根本的に違うのにびっくりしました」にも、自国に比べ見聞した他国がいかに先進的であるかということを認識した竹内の思いが解読でき、さらに、竹内は、1971(昭和 46)年11月4日、世界ホームヘルパー会長(当時)のミスター・ラクスン氏に会うべく、「ロンドン厚生局を訪問」する(竹

内 1971:「ロンドン」1). ここでは、「ホームヘルブ制度は始め、ボランティー (ママ)の団体が始められた. 妊産婦とか、子供のいる人々を対象に始めた制度. 1949年にナショナルサービス、国民保険制度によってホームヘルパーの制度が、妊産婦とか、子供のいる人々を対象に始めて. ……」と史的展開を押さえつつ (竹内 1971:「ロンドン」1)、「第二次世界大戦によって多数の世界ボランティアー (ママ) サービスが無給で婦人団体が始めた制度. 1949年にナショナルサービスとは、イギリスの場合、国民保険制度によって妊産婦や子供の世話をするホームヘルパーである.」と戦後の動向を捉え直す (同)²⁾.

他方、視察前後にメモ書きされた記録物には、「ホームヘルプを現在の2倍にしなくてはならない. … (中略) …イギリスの場合、フルタイムの組織を作り、査察指導員が必要だと今まで気づかなかったが、その指導員を作る. 指導員に適した訓練等相談にのるサポーツ (ママ) する.」と記され (竹内1971:「ロンドン」2)、担い手の増員や訓練の重要性を認識していたことが窺える³. その上で、自国との相違を次のように書き留めている.

そのことを顕著にみたのが英国だった。ロンドンの宿舎近くに、ケンジントン公園があった。… (中略) …柔らかい芝生のうねりは尽きるところがない。日本では「芝生のなかに入るべからず」と必ず立札されているところであるが、少年達が元気にサッカーしても全然構わない。時に芝生を手入れする老人に質問してみた。「線が実にきれいだ。何か特別の方法でもあるのか」と。そうしたら「いや、特別なことは何ひとつしていない。ただ、太陽と水のたまものだけ。そして五十年を見守って与えられた」と、(竹内 1972:11-13。 鎌括弧内ママ)

この記述は彼の視察研修プログラムそのものというよりは、休暇時の何気ない出来事を振り返ったものだが、ここから、芝生の整備方法や規制のあり方においてすら、彼は自国との相異を汲み取っている。自然や自由を大切にするイギリスの国民性からも竹内は影響を受け、ロンドンのホームヘルプ制度をはじめとする社会福祉事業の歴史や課題などを学び取ろうとしていたと看取できる.

2 スウェーデン視察―ストラションダル年金受給者用住宅及びフーウップ女史宅

こうした自然環境や国民性からも刺激を受けていた竹内は、イギリス視察 の後、スウェーデンに赴く、そこでは、「ストラションダル年金受給者用住宅」 という"老人の町"を訪れ、①教育関係、②社会的活動、③スウェーデンの 教会活動と人の教育. ④音楽関係の 4 点に着目している(竹内 1971:「スウェー デン 1). ①では、「社会活動家を養成、社会に実際に役立つ大学と同じ程 度の教育をしています。病院の実際的な事。250人の患者の実際的な看護の 勉強をしています、外来の患者も受けている、月1.100人位の患者、これら が大きな事である. | と人材養成に注目し(竹内 1971: 「スウェーデン | 1). ②では、「その時の状況によって、各々によって訪問する、ホームヘルパー は原則として自分で頼むが、その現状により調べて依頼する、「(竹内 1971:「ス ウェーデン | 2). 「日本の場合は、ナンシーとホームヘルパーとの間に立っ ている。先ず、本人の希望は、能力、こちらの判定によってヘルパーをまわ す. 看護婦はこない. 必要であれば医者も看護婦もくるが. ナースの仕事に まかせられている. | などと(同). 専門職のみならず患者の自立性や本人の 希望を重視する視点を看取している⁴. なお、1971 (昭和 46) 年 11 月 8 日 の夜, 所長フーウップ女史宅を訪問した竹内は、ここでも、自国と諸外国と の差異を次のように実感する.

老人の町には老人病院、老人ホーム、アパートなど、老人の生活に必要な施設として郵便局や銀行まで整い、町全体が公園のなかに建てられていて、一、五〇〇人の老人が生活するという。この世界的に有名な施設長が女性で、活溌なフーウップさんなのである。… (中略) …プライバシーを大切に考える北欧の家庭には、突然の来訪者などは、ほとんど家庭に案内されないということであるが、特別の配慮だったらしい。日本では、お客を招待するとなると、まづ食物のご馳走や掃除整頓に、主婦は疲れきってしまうことが多いが、その夜は、紅茶、コーヒー、ジュースなど好みに応じてワインを注ぎ、少しの菓子が出される程度であったが、何故か非常に楽しい雰囲気が醸し出されているのに気付いた。それは日頃から整備された調度品、家具への心遣いや、洗練された話術の巧みさなどが、たしかにそうさせているのであろう。つまり、生活の智慧というか、社交の仕方という面で相当の隔りを覚えた。(竹内 1972:3-6)

上記から、豊かな老後の礎になる生活環境の整備、洗練された話術、生活の智慧、社交性などにスウェーデンと日本との少なからぬ隔たりを竹内が感得しており、「物よりも心で歓待するというお互いの喜びについて、静かに反芻してみた.」との記述の如く(同:9)、心遣いのあり様を潜考する.加えて、居間の壁に飾られた大きな油絵についても、「お尋ねすると、フーウップさんは『私の幼いころの姿』だと答え、画筆をふるったのは『母親』で、きれいに額に収め、飾られている。片一方の幼児用靴下も、同じく母親が編んでくれたものと教えてくれた。こんなお二人の生活態度から、若い階層が受ける感化は、敬老とか孝行という道徳説教より、より以上に期待されるのではないだろうか.」(同:9-10、鍵括弧内ママ)と思考し、親子愛や生活態度そのものを熟思している。

3 デンマーク視察――老人ホーム及び老人国民学校

このように、親子関係や心理面への注視からも影響を受けていた竹内は、諸外国の先進性に敬服の念すら抱きつつ(竹内 1972:10-11),次の視察地であるデンマークに向かう.ここでは、「……教養を理性だけの問題とせず、霊的生活の反復にまで高めて理解しようとする宗教家即教育者が多かった.スウェーデン・ストックホルムの宮殿の近くにあるルター教会の歴史や伝統も、それであった.…(中略)…そして超然として決して曲りも折れもしない線のようないのちを、これらの人々から等しく感ずる一人である.」と、歴史や伝統の重厚さに加え、超然とした人々の堅実な生活ぶりを看取している(同:15-17).

反面,「1年間に老人ホームに30人位の老人が入所する.家庭の人と住むようにする事が一番望ましい,と又叫ばれている.だんだん死亡者が増えるのが,又増える事により次は自分ではないかと自殺する者が増加している.」と(竹内1971:「デンマーク」1),この国の問題点を危惧する.とりわけ,自殺者増を感知し,「老人は淋しいと云う事がいちばん大きい問題.お金の問題ではない.奥さんがいる人はいい.」などと記し(同:4),当時のデンマークの社会福祉サービスが,そうした問題対応に追われていると竹内が認識していたことが看取できる.

4 フランス視察――パリ市公衆衛生局及び老人クラブ

こうした歴史や伝統の重厚さの一方、孤独や自殺といった問題が深刻化していると悟ったデンマーク視察ののち、竹内は同国とは対照的な国を訪問する。その国こそがフランスであり、竹内自身、「フランスの老人福祉は、益々進む感じを受けた.」と記すほどであった(竹内 1971:「パリ」7)。この国での彼の主な視察先は、彼の記録物によれば、公衆衛生局、保健関係、社会保険(公衆衛生省)局、宗教団体、セバスチャン・バッハ老人アパート、老人クラブ、デイセンターなどであり(同:1-5)^⑤、なかでも、公衆衛生局の社会福祉局長と面会した竹内は、「ここにはホームヘルパー、査察指導員がおかれており、ホームキルパーは家事と教育とを二つ持っている。それ等のため国家試験が必要である。家事を手伝うのは家庭の作業を助けるためのものであり、教育等女性労働者である。家庭奉仕員(英語ではワーカー)と云っている。」と記述し(同:1、丸括弧内ママ)^⑥、家事のみならず教育という役割をも果たし得る国家資格有資格者に着目している。

一方、人材養成に関し、「受講中の五ヶ月間は一ヶ月 12,000 フラン支給され修了後派遣されると、14,000 フランになる制度」と述べた池川(1960:26)に対し、竹内は「運営要領等が記入してある。政府、社会組織が助ける。ホームキルパーの数 5,000 人。7ヶ月のトレーニングをしてその後試験をし、それにパスした人。ホームキルパーの仕事にも二つがあり、母親の病気の時、子供を見る能力のない母親の家庭、父親が病気の場合、義務教育。14歳までの子供を持っているスイトホームの場合、ヘルパーが訪問している。又、ヘルパーの養成期間中は補助金が出る。保健その他から出る。」と記述し(竹内 1971:「パリ」2-3)、人材養成のあり方を具体的に学び取り、加えて、公的支援の厚さを感得している。7.

セバスチャン・バッハ老人アパートや老人クラブなどを訪問した竹内からは、個々人の自発性の尊重が行財政面に及ぼす影響までは捉え切れないものの、「外の人との交流が非常に良く出来ている。フランスはテンポは遅れているが、優れた物を作る。日常と町の老人達と同じように交流し楽しくするよう考へている。先ず、できない作品を教えているのではなく、むしろ老人達から教えて頂いている場合もある。」などと(同:5)、個々人の生活リズムや社交性、さらには老人の能力活用にも着目し、そうした人々の日常生活のあり方から思索していたことが窺える。

その一例として、竹内は、デイセンターを訪問した際、「このセンターでは週に二度、会合を持っている。現在入所している人々には義務はないが、その解決には、週に二度、体操の日を持っている。身体的に障害のある者は、小さなグループに分け、音楽に合わせて床にカーペットを敷いて、トレーニングの支度でやる。これらの体操をするには、それぞれの体の人のコントロールに基づいて体操をしている。フランスの老人福祉は、益々進む感じを受けた。」と記し(同:6-7)、定期会合、小グループ制、トレーニングなどにも注目しており、視察見学から、日本が摂取すべき具体的実践を想起しようとする。

5 イタリア視察――ローマの老人養護施設

上記の如く、フランスでは、老人福祉の進展から具体的な示唆を得ていた竹内は、次いで、イタリアを訪問する。ローマ市内を見聞した彼は、「老人養護施設を后後視察する。名前(勝利の家)又は休養の家とも云う。ローマ保護協会(補助)共産(プハハウス)、社会に眼をむける(外部に貧しい老人や乞食をなくす)。このやり法は、ソレンと同じである。規格統一(カバーが新しい感じ)これは見ての感じである。他国から訪問者がある為に品物を新しい物に替えたと思われる。」などと記し(竹内 1971:「ローマ」1, 丸括弧内ママ)、社会主義国の実践や他国民への対応方法のあり様を推察している。

かつてこの国を訪れた池川(1973:59)は、「イタリアにおいては生活扶助の受給申請者に対して憲兵が家庭調査することがあった」と記述するが、竹内の視察からはそのような場面は窺えず、「実験、施設すべて入所している人は(ペンショナールハウス)(年金受給者)、ケアも反対(社会主義)、保護(年金の受給を発生している老人は少なくない)年金受給者でも年金だけでは食べられない人々、年金の受給者の入所は少なくない。国から補助をもらっている。この養護施設はまだ充実していない感じを受けた。」などと記され(竹内 1971:「ローマ」2、丸括弧内ママ)、社会福祉の遅れを感得していたことが読み取れる。

6 スイス視察――ホームヘルパー養成施設

先進性のみならず、諸々の課題にも注視しようとした竹内は、最後の視察 国となるスイスを訪れ、ホームヘルパー養成施設などの教育現場の実状を目 の当たりにする⁸. 竹内は、「ホームヘルパースクール. スイスは税金が安い. 労働者 1,500 フラン~ 1,600 フラン.」などと前置きした上で(竹内 1971:「スイス」1)、「ホームヘルパー(コミュニティ組織が進んでいる. キリスト教関係施設・団体等でやっているのが多い). 教会の数が沢山ある. 宗教の所属がきまる. 日本のホームヘルパーの訪問を非常に学校では喜んで迎える.」と記述し(同、丸括弧内ママ)、その養成については、「1 部が私の教会、1 部が公の仕事としてやってる. トレーニング(資格を持った者)2,000 人がいて、スイス全部に存在している. 2,000 人のホームヘルパーが、この学校でトレーニングを受けている.」とスイス特有の養成方法に目を見張っている(同、丸括弧内ママ). 加えて、以下から、病状ごとによる分類やヘルパー派遣期間・時間の分類など、望ましい社会福祉サービスの実施方法をスイスの仕組みから習得しようとした様が窺える.

そのホームヘルパーは注意深く、養成(選抜されている). 重要な事は 訪問指導は直接する事であって、これは日本と同じ事である. スイス制度 (システム) 指導者が集って会を持っている. それが日本と同じように家庭の中で助けるようなことが (構成) により少なくなって来た. 人数が増加している老人が家庭に残っているのが今日の大切な課題となっている. そのような病人が病院に入るか、スイスでは3週間~4週間がホームヘルパー訪問に限定されている. 1日を3ツに分ける. 1晩中いる事はない. 食事を対象の老人 (家族の収入によってきまってくる) 経費の一部は、市町村が補助している. 労働条件とサラリーは、看護婦とかそのような人々に匹敵するよう考へているとの事. ホームヘルパーへの学校志願者は程度が良いと学長は語る. (竹内 1971: 「スイス」2. 丸括弧内ママ)

看護婦(現、看護師)と同等の労働条件や、ホームヘルパーの質の向上のあり方などから多くを学んでいた竹内は、1971(昭和46)11月20日、6ヶ国に及ぶ北欧視察を無事に終え、帰国の途につく、但し、各国の違いを認識しつつも、彼は必ずしも訪問したすべての国から先進性や効率性のみを摂取したわけではなく、遅れている国の実態や問題にも注視し、思考していた、この貴重な経験を踏まえ、竹内は、自国での社会福祉事業の推進方法を模索し、視察成果を具現化すべく、北欧視察報告書の作成に迫られることになる。

Ⅳ 北欧視察後の展開と竹内の熟考

1『信濃毎日新聞』が報じた視察状況と竹内の苦悩

なお、北欧視察からの帰途のプロセスについては、竹内の記録物を紐解いても不詳だが、「その夢は欧州での外国人との生活の一つ一つや見る視察のものばかり、気持が全然内地に帰っていないのを知る。田中主事に今週いっぱいの病欠勤を告げる。」との記述から(自由日記:1971年11月18日)、疲労困憊していた帰国当時の竹内の姿が想起される。反面、翌日には、「午前中に佐藤医院に出向き診察を受ける。午後森専門官より電話あり。その後の近況をご心配しての事のようであった。そのまとめにも意を注ぐべきを想う。いよいよ出勤を前に諸準備の整えねばならぬを想う。」などと(同:19日)、視察のまとめや職場復帰を模索している。

その後,職場復帰を果たした竹内は,1971(昭和46)年12月3日に,信濃毎日新聞記者からの取材を受け、「信濃毎日新聞の小川デスク(文化部次長)がやって来た。午前中たっぷりかかって新聞記事をとる。中々に頭のいい記者である。興味深く聞いてくれたし、よく解ったといってくれた。多くの資料を提供してくれた。」と記し(同:12月3日)、北欧視察を省察する機会に恵まれている。ここで、実際に報じられた取材内容の一部を抜粋すると、次のようになる。

日本でホームヘルパーが誕生したのは、昭和三十八年に老人福祉法が出来てからですが、むこうでは、母子家庭や子だくさんの家庭の主婦のお手つだいとして早くから発達しているんです。だんだんと老人の家庭を手助けするケースがふえて、今日に来ているわけですが、スイスでは九十年の歴史と伝統をもっています。ヘルパーの養成学校があって、四十週間の勉強(ママ)して資格をとるわけですが、庭の手入れ、各種洗剤の扱い方から注射の方法までビッシリ。在校中はかなりの実習手当てがもらえるのですが、やはりなり手がすくないとかで、寮など一流ホテル並みの施設にして気をひいていましたが…(中略)…。日本のヘルパーの訓練が年二、三回の研修会だけ、それも主婦のパートも多いという現状とは、格段の相違といえましょう。(信濃毎日新聞社 1971:4)

上記の「庭の手入れ、各種洗剤の扱い方から注射の方法までビッシリ.」や「格段の相違」という文言に、スイスをはじめとする北欧諸国の先進性に対する日本の遅れを竹内が痛感していたことが認識でき、その一方、「健康を害した老人は、イギリスだと老人病院へいれます(スウェーデン、デンマークなどでは"病人の家"といっています). ここである程度回復すると、ハーフウェイ・ハウス(スウェーデン、デンマークでは"看護ハウス")というところへ入れます。病院から家庭へ戻る中間施設で、日本にはないものですえ、多くの療法士がいて機能訓練、言語訓練、作業療法、理学療法などやるわけです。費用は老齢年金の不足分を自治体で補助するので事実上無料です。」などという報道から(信濃毎日新聞社 1971:4、丸括弧内ママ)、日本と北欧諸国との差異が浮き彫りにされた。

反面、「このように、いたれりつくせりの対策があっても、やはり老人の"孤独の悩み"はどうしようもない、という訴えを各国でききました。」からは (同)、孤独問題の存在が看取でき、その打開策をデンマークのとり組みから 構想した竹内の視点は、以下のように具体的に示され、注目される。

そのなかで注目したいのが、デンマークであちこちにつくりはじめている老人国民学校、音楽、フランス語、弁論、文化財研究などクラスが八つもあって、地域社会と深く結びつく活動を進めていました。日本でもこうした集まりがないわけではないのですが、老人国民学校の計画的、科学的な運営、そしてよきリーダーの確保など、今後十分に参考にしたい点と思いました。(同)

「今後十分に参考にしたい」と文章を締めくくった竹内からは、一連の視察研修の成果を生かしたいという意気込みが窺え、そのためにはまず、その土台となる情報の整理が必要となるため、彼は視察報告書の作成に奮闘する。但し、「欧州旅行の記録報告はそれなりに時間のかかるものである」(自由日記:1972年1月2日)、「吾は西欧諸国のまとめを何とかしたい」などと記され(同:16日)、視察報告書のまとめがそれほど安易な仕事ではなかったことが窺い知れる。

2 森幹郎及び飯沢節子との関わり

このように、視察報告書作成に苦闘しつつ、竹内は、「多くの北欧での特徴的老人福祉の内容を見る。又その内容についても森幹郎氏の主張するところが、明らかに覚える。」と(自由日記:1971年11月28日)、旧厚生省老人福祉専門官(当時)の森の見解に共鳴し、「老人実態調査」実施(旧厚生省、1971年6)、老人福祉法改正法公布(1972年6月)、厚生年金保険法・国民年金法改正法公布(1973年9月)などの当時の法制化の動きも捉えながら、森との接触を重ねる。具体的には、「森先生から電話あり(1971年12月19日)、厚生省の森専門官を訪ねる(1972年1月5日)、森先生と対話(同年3月23日)、森専門官から便り(同年4月25日)、森幹郎先生から電話あり(同年10月27日)、」などに示唆され(自由日記:1971年12月19日~1972年10月27日)、視察成果のみならず、日頃からの親交が窺える。

その典型例として、「雑務に追われる日々、そして何となく追われる思いのする昨今、午前に机上に懐しいホテルコンチネントから便りが着いた、デンマークのコペンハーゲンのホテルである。厚生省の森専門官からの便りである。『老人の町』新聞に、吾が訪問したとき、所長に手渡した長野県のホームヘルパーの手記が転載され、それが同封されてあった。森専門官の配慮に感謝した。」との記述が挙げられ(同:1972年4月25日、鍵括弧内ママ)、ここから、官民という異なる立場の両者の相互理解や協働に基づいたホームヘルプ事業の推進並びに社会進展という構図を看取できる。

一方、北欧視察団員として竹内とともに渡欧し、日本ホームヘルパー協会会長をも歴任した飯沢節子(以下、飯沢)と竹内との関連も看過できない。例えば、視察前では「飯沢さんが北欧出発前にあいさつに来る」などと面会を果たし(1971 年 10 月 23 日)、帰国後には、「飯沢さんの人生経験を聞き取る」(1972 年 1 月 28 日)、「飯沢さんは活動的」(同:29 日)、「岡谷の飯沢さんより電話あり」(同:31 日)、「飯沢節子宅で夫婦と語り合う」(同年 2 月 9 日)、「家庭養護婦派遣事業の自主研修の場をもつための創立総会準備のため飯沢会長に電話指示するところ多し」(同:18 日)、「飯沢さん、老人クラブで大きな主張」(同年 10 月 16 日)、「飯沢さんから電話あり」(同:27 日)」などと(同:1971 年 10 月 23 日~1972 年 10 月 27 日)、互いの関連が窺え、こうした連携を図りながら事業推進に尽力していたことが読み取れる100、なお、老人家庭奉仕員の力の結集に問題意識をもちつつ、竹内は、「関東ブロッ

クの老人家庭奉仕員の研修」に参加するなど(同:1972年3月22日),帰国後も日々の業務や研修活動に奮闘している.

Ⅴ まとめ――考察と今後の課題

以上、本稿では、竹内の日誌や論稿などの第一次史料を基に、彼の北欧視察の過程とその成果を実証的に検討した。竹内は当該視察研修を通じ、北欧諸国で社会福祉サービスが進んだ背景に、整った生活環境や伝統に即した人々の堅実な生き方があることをイギリス、スウェーデンから学び、トレーニングや体系的なホームヘルパー養成を通じ、人々の主体的な生活を実現する意義をフランスやスイスから汲み取っていた。そして、これら一連の視察体験から、1969(昭和44)年11月22日に察知していた「欧米諸国の老人福祉の素晴らしさ」を、具体的かつ体験的に習得することになった。

但し、それらは、単なる羨望としての素晴らしさではなく、近い将来、日 本社会が実際に摂取すべき内容であることを竹内自身、身をもって学ぶ好機 となっていた、「格段の相異」という文言に象徴される如く(信濃毎日新聞 社 1971:4). 北欧諸国に大きく後れをとっていると痛感した竹内は、今後、 物質的にも精神的にも豊かな社会生活を構築するために、体系的な養成プロ グラム、多様な学習プログラム、地域社会と結びついた活動、計画的・科学 的な運営、よきリーダーの確保などの必要性を想見し、これら一つひとつの 実現こそが、ホームヘルプ事業を始めとする民間社会福祉事業の推進に不可 欠であり、今後の日本社会の大きな参考になると考えていた、そこには、先 進的な北欧諸国に感化された竹内自身による日常生活上のさり気ない創意工 夫や、豊かな地域社会につながる個々人を捉えようとする視点、さらには効 果的な社会福祉実践の担い手を養成するための系統だった教育内容の必要性 の認識があった.一方. デンマークやイタリアなど. 福祉施策の進捗が芳し くない国々の実態からも示唆を得ていたことが窺え.こうした竹内による一 連の視察体験が、異国の人々の生き方や考え方の省察を通じ、社会福祉実践 への理解の深化につながっていた.

本稿では、須加(1996:87-122)、上村(1997:247-57)らが把捉しきれていなかったホームヘルプ事業の推進における諸外国からの影響を、竹内直筆の日誌という第一次史料を基に考究すべく、1971(昭和46)年11月4日~20日に行われた竹内による北欧視察の過程を、視察前の彼が着想していた「欧米諸国の老

人福祉の素晴らしさ」を具現化する契機として捉え直し(自由日記:1969年11月22日)、将来の日本社会の豊かさに必要な民間社会福祉事業の推進のあり方を竹内の思想展開の下に明らかにした。これは森(19743)や山田(2005:178-98)らが着目した原崎秀司による欧米社会福祉視察研修のみでは把捉できない同事業の推進過程を照射し得たという点で、旧来の先行研究の空白部分を追記することができた。なお、わずか2週間ほどの視察研修であったため限界も見られたが、高度経済成長期にあって、早急な社会福祉施策の構築・進展が求められたなかで、ホームヘルプという人々に身近な生活の場における福祉実践のモデルを海外で目の当たりにし、在宅福祉実践の方法の錬磨を異国の人々の暮らしを通じて省察していた竹内の体験は、人々の生活の質や生活の豊かさとは何かということを鋭く問うていた点でも注目に値する。

今後の研究課題は、帰国前後から情報交換をしていた飯沢、中村登代子と 竹内との関連をはじめ、戦前の竹内の思想や生活、さらには、終戦後の闘病 生活における、婦人宣教師ミス・ベーツとの邂逅や改心など、竹内の思想展 開及び心境の変化を実証的に検討することである。

注

¹ 竹内の壮行会の様子については、「事務局長を中心にかもめ寿司にて吾が壮行会が開かれる (1971 年 10 月 20 日), 組織課員としてかかわりある人々が皆んな「樽」 なる店によって壮行会を開いてくれた(同 27 日)」 などから窺える (自由日記: 1971 年 10 月 20 日~27 日).

² ここでの竹内からは、「イギリスでは 1849 年リバブールの『ユダヤ婦人慈善協会』が最初にホームへルプサービスを短期罹病患者や出産援助が必要な女性を相手に始めた」という内容までは捉えらず(山田 2005:185)、戦後、家庭奉仕員は地方公共団体の保健局の所管に属したとする池川 (1960:23) とも見解が異なる。

³ 同国を視察した竹内は、「ホームヘルプのサービスはアブのような働きをする.」と (竹内 1971:「ロンドン | 3-4)、その業務範囲の広さを認識する.

⁴ 一方、③については、「礼拝堂を起点に何本かの道が延び、近親の面接者や地域からのボランティアが行き戻りし、かたわらの茂みには野鳥が戯れていた。このように、生活のなかにある貴重な伝統のようなものを、もっとも大切にし、そのことに偉大な価値観を認識している姿に、私は少なからず敬服の思いを深めた、」と記述し(竹内 1972:10-11)、④については詳細が割愛されている。

⁵「初めは、宗教団体から始まる. 1.勇士(家庭) から始まった. 2.ホームヘルパーの機関紙が発行される. 3.どのようにホームヘルパー制度がなっていくか,今は家庭の母親を助けるホームヘルパーである. 社会保険(基金その中から年金等を出す).」と(竹内 1971:「パリ」2), 竹内はフランス視察からも多くを習得している.

⁶ ここでは、「保健関係、社会保険(公衆衛生省)局、民間団体から出ているヘルパーには、ドルで 145ドル、幼稚園、託児所等で実習期間は2ヶ月、最後の時間実習期間をおえて、最後に国家試験を

中京大学大学院社会学研究科 社会学論集, No.19, 2020

受ける. それ等の日数を加算すれば一ヶ月、計 7ヶ月間となる. 」などと (竹内 1971: 「パリ」1-2)、具体的な記述が見られる.

- ⁷ 但し、ホームキルパーの数を 5,000 人とした理由を、①この組織にはお金がなく、経済的にもゆとりがない、②若い女性が集まってこないの 2 点とし(竹内 1971:「パリ」3-4)、財政難や人材不足の問題を指摘し、「どの国もこの点同じである。」と日本との共通点として捉えている(同).
- * 「1882年、スイスは一番初めにホームヘルパーの制度を作った国であり、婦人の教会が病人、老人を助ける事から始めた。今日のホームヘルパーとなって活動し出したのは後になってからで、1952年には90人の会員でした。その当時プライベート、公の仕事でなく、私の教会として始めたのが、今日は550人になっている。」と(竹内 1971:「スイス」1)、スイスの史的展開を竹内は捉え直すが、スイスにおけるホームヘルプ制度の起源の探究については残された課題は少なくない。
- 9 一方, この頃の竹内は, 講演活動にも力を入れ,「講演『西欧からの土産話』(1972 年 1 月 15 日, 長野救主教会), 講演『渡欧して一番印象的であったこと』(同年 3 月 22 日, 関東ブロック老人家庭奉仕員研修会), 講演『北欧の国々の老人福祉』(同年 5 月 3 日, 老人クラブ), 講演『ヨーロッパの老人と日本の老人』(同:21 日, 東部町老人クラブ大会), 講演『北欧の友と日本の友』(同:26 日, 県身体障害者大会) | などと記述する(自由日記:1971 年 10 月 9 日~1972 年 5 月 26 日).
- 100 その反面,「やはり老人家庭奉仕員の方々の力があちこちに散発して居り、それなりに大きな力となるはずであるのが、それがどうも社協側には行き届いていないのが現状である。誤解に誤解を生んでいるようである。」と(自由日記:1972年2月7日)、竹内が問題視している点も看過できない。

「史料]

- 信濃毎日新聞社 (1971)「海外の老人たち」『信濃毎日新聞』第 32290 号, 1971 年 12 月 8 日. 4.
- 竹内吉正 (1971-1972) 『自由日記』 (1971 年 10 月 7 日~ 1972 年 11 月 12 日,本稿では自由日記).
- 竹内吉正 (1971) 「ロンドン, スウェーデン, デンマーク, パリ, ローマ, スイス | 『出典不詳』(草稿原稿).
- 竹内吉正 (1972)「個への探究――欧州駈けある記から (その三) 生活と伝統と | 『出典不詳』 (草稿原稿).

[女献]

阿部志郎(1978)『地域の福祉を築く人びと』全国社会福祉協議会.

Dexter, Margaret and Harbert, Wally (1983) THE HOME HELP SERVICE, TAVISTOCK PUBLICATIONS, London and New York, 1-15.

在原順子(2008)「ホームヘルプサービス事業揺籃期の研究――長野県上田市における『家庭訪問ボランティア支援事業』の背景」『純心福祉文化研究』(6), 1-11.

- 池川 清 (1960)「外国におけるホーム・ヘルプについて」『社会事業』 43 (7) ,19-28.
- 池川 清 (1973)「大阪市に家庭奉仕員が誕生するまで」『月刊福祉』56 (3) .58-9.
- 介護福祉学研究会監修(2002)『介護福祉学』中央法規出版.
- 鎌田宣子 (1986)「在宅福祉サービスの新たな展開――ホームヘルプ協会の活動を中心に|『調査季報』(91). 62-7.
- 上村富江 (1997)「上田市のホームヘルプサービスを担った女性たち」『社会福祉のなかのジェンダー』ミネルヴァ書房,247-57.
- 金子光一・小舘尚文編 (2019)『新 世界の社会福祉 1 イギリス/アイルランド』 旬報社.
- 松村祥子・田中耕太郎・大森正博編 (2019) 『新 世界の社会福祉 2 フランス /ドイツ/オランダ』 旬報社.
- 森 幹郎 (1972)「ホームヘルプサービス」『季刊社会保障研究』8 (2) ,31-9. 森 幹郎 (1974)『ホームヘルパー』日本生命済生会社会事業局.
- 長野県ホームヘルパー協会(1991)『長野県ホームヘルパー協会二十年のあゆみ』.
- 中嶌 洋(2010)「家庭養護婦派遣事業の支援システムの形成に関する研究」 『日本の地域福祉』(24)、71-83.
- 中嶌 洋 (2011)「ホームヘルプ事業の黎明としての原崎秀司の欧米社会福祉視察研修 (1953-1954)」『社会福祉学』52 (3) ,28-39.
- 中嶌 洋(2012)「竹内吉正における地域福祉論の形成過程と基礎構造」『日本の地域福祉』(25).75-85.
- 中嶌 洋(2013)『日本における在宅介護福祉職形成史研究』みらい.
- 中嶌 洋(2014a)『ホームヘルプ事業草創期を支えた人びと』久美.
- 中嶌 洋監修(2014b)『現代日本の在宅介護福祉職成立過程資料集 第3 巻 家庭養護婦派遣事業——長野県上田市資料1』近現代資料刊行会.
- 中嶌 洋(2019)「家庭養護婦派遣事業推進の背景思想へのアプローチ―― 上田市社会福祉協議会事務局長時代の竹内吉正を中心に」『社会福祉学』 60(3),1-13.
- 西浦 功 (2014) 「老人家庭奉仕員制度の導入と伝播」『札幌大谷大学札幌飯谷大学短期大学部紀要』 (44) ,101-10.

中京大学大学院社会学研究科 社会学論集. No.19. 2020

斉藤弥生・石黒 暢編 (2019)『新 世界の社会福祉 3 北欧』旬報社.

須加美明 (1996)「日本のホームヘルプにおける介護福祉の形成史」『社会関係研究』 2 (1) .87-122.

住谷 磬・右田紀久恵 (1977) 『現代の地域福祉』 法律文化社.

竹内吉正 (1974)「ホームヘルプ制度の沿革・現状とその展望——長野県の場合を中心に」『老人福祉』(46), 51-69.

山田知子(2005)「わが国のホームヘルプ事業における女性職性に関する研究」 『大正大學研究紀要 人間學部・文學部』(90), 178-98.

吉田久一(1979)『現代社会事業史研究』勁草書房.

教育社会学にケイパビリティ・アプローチを応用する ---- C・ハートによる応用研究のレビューを 中心とした試論的考察 ----

Application of Capability Approaches to Sociology of Education: A Review of Applied Researches by Caroline S. Hart

森田 次朗

Jiro MORITA

中京大学現代社会学部准教授

キーワード:ケイパビリティ・アプローチ (Capability Approach) 教育社会学 (Sociology of Education) 変換要因 (Conversion Factor)

1 問題の所在――教育研究における規範理論への関心の高まり

本稿は、2000年代以降、欧米社会で研究の蓄積が進むケイパビリティ・アプローチの知見を、教育社会学の領域においていかに応用できるかという課題について、先行研究のレビューをもとに試論的に考察するものである。

2010年代以降、日本社会では教育政策の是非を評価する際に、いかに「エビデンス」に依拠しうるかという論点が関心を集めている(中央教育審議会教育振興基本計画部会 2017; 中室 2015; 内田 2015)。たとえば、学校現場においては、教育は「善きもの」だという先入観のもと、そのリスクがまったく考慮されずに実践されている活動(体罰、部活動、組体操、教員の長時間労働等)が数多く存在しているため、エビデンスという「科学的根拠」が参照されることで、教育政策の効果を客観的に判断することが可能になるというわけである(内田 2015: 20)。

だが、他方で「エビデンス」重視の政策を進めていくうえで決して見落と せないことがある。それは、エビデンスという「科学的根拠」もまた特定の 理論的前提に依拠することで、初めて意味のある「データ」となりうるものだという点である(今井 2015)。とりわけ、昨今の日本社会のように出身階層にもとづく「学力格差」や「子どもの貧困」といった教育問題が注目を集める状況においては、自らの理論的前提とその限界を反省的に認識しつつも、「公正」(阿部 2013: 73-5)や「正義」(宮寺 2014: 18-23)といった規範論的な観点から、教育政策の是非を論じることの重要性が高まっている。そのため、エビデンスに依拠した教育論(evidence-based education)を展開していくために不可欠なのは、実証研究と架橋されうるような理論的な分析枠組みを構想し、それを精緻なものへと発展させていくことではないだろうか。

そこで本稿では、こうした規範論的な分析枠組みの一例として「ケイパビリティ・アプローチ」(capability approach)を取り上げ、教育社会学の領域におけるその応用可能性について試論的に考察することを目的とし、以下論じていく。本稿が数ある分析枠組みのなかでもケイパビリティ・アプローチを取り上げる理由は、当該アプローチが他ならぬ個人の「実質的自由」の観点から、教育政策の是非を多角的に評価することができる数少ない分析枠組みの一つだと考えられるからである。

最後に本稿の構成を述べると、続く第2節では、ケイパビリティ・アプローチの教育領域への応用可能性を考察するための準備作業として、ケイパビリティ・アプローチの基本概念と、それらを応用した近年の教育研究の動向について概観する。第3節では、2010年代以降、ケイパビリティ・アプローチと教育社会学の理論枠組み(ピエール・ブルデューの社会理論)の接続可能性を探求している英国の研究者、キャロライン・ハートの理論を取り上げ、その特徴について考察する。第4節では、第3節で紹介したハート理論の意義と課題について整理したうえで、教育社会学における応用例について考察する。最後に第5節では、本稿の結論と今後の課題について言及する。

2 「ケイパビリティ・アプローチ」とは何か ――センの議論を中心として 2.1 ケイパビリティ・アプローチの基本概念 ――効用/基本財批判と機能への注目 以下、本稿が取り上げる「ケイパビリティ・アプローチ」とは、ノーベル 経済学賞の受賞者であり、哲学者でもあるアマルティア・センと彼の共同研究者により構築され(Sen 1985, 1992; Nussbaum 2000, 2006 等)、経済学や哲学、開発学の領域はもちろん、法学や社会政策学や医学といった他領域に

おいてもその応用研究が進む、一連の分析枠組みのことである(The Human Development and Capability Association 2019; Comim et al. 2018)。これらの先行研究については、近年に限っても文字通り膨大な蓄積が存在しているため、その成果を詳細にレビューすることは本稿の射程をはるかに超えている。そこで本稿では、ケイパビリティ・アプローチの代表的論者であるセンの議論(第2節)と、その応用研究者であるハートの議論(第3節)にしぼり、本稿の主題である教育研究について論じるのに最低限必要な範囲でケイパビリティ・アプローチの知見をレビューする $^{(1)}$ 。

まず、ケイパビリティ・アプローチのパイオニアであるセンによれば、ケイパビリティとは、「『様々なタイプの生活を送る』」という個人の自由を反映した機能のベクトルの集合として表すことができる」ものであり(Sen 1992: 40=2018: 68)、端的にいえば人が実際に「何ができ、何になれるか」という「選択肢の幅」のことである(川本 2012: 343-4)。こうした「ケイパビリティ」概念が必要とされた背景としては、従来の厚生経済学の議論では、人々の「ウェルビーイング」(well-being)、すなわちセンが簡潔に言い表すところの「生活の質」(Sen 1992: 39=2018: 67)は、当人の主観的な満足度である「効用」(utility)や、その人がもつ「財」(goods)の客観的な保有量により計測されてきたものの、そうした尺度では人々の「生活の質」は十分に把握できないと考えられたからである。

では、効用や財によるアプローチのどこに限界があるのだろうか。ここでは議論の単純化を恐れず、1) 効用批判、2) 基本財(primary goods)批判、3) エージェンシーの重視という三つの観点から、センのケイパビリティ概念の特徴を整理したい。まず、センは従来の厚生経済学が、人のウェルビーイングを評価する際に採用してきた効用アプローチの問題点を次のように批判している。

(……) その見掛け上はあり余る豊かさとは裏腹に、効用に基礎をおくアプローチ全体が、実はきわめて貧困な理論なのである。効用に対するいずれの見方も、(一) ひとの精神的な態度に全面的に基礎をおくこと、(二) そのひと自らの評価作業——ある種の生き方を他の生き方と比較して評価しようとする知的活動——への直接な言及を避けること、という二重の性格を共有している。私は、この前者を「物理的条件の無視」と呼び、後者

を「評価の無視 | と呼ぶことにしたい (Sen 1985: 14=1988: 34)。

ここで述べられているように、センは人のウェルビーイングを評価する際に、効用という主観的な満足度や幸福度に注目するだけでは、その正確な全体像を把握できないと考えた。なぜなら、DV被害者のように「一貫して欠乏状態に置かれている人びと」は過酷な現状を甘受してしまっているため、被害状況がわずかに緩和しただけでも大きな「満足度」を感じる場合がありうるからである(神島 2015: 143)。

しかし、このような理由から効用という心理的尺度に偏った視点を批判し、「物理的条件」の重要性を強調する立場にたちながらも、他方でセンは、ジョン・ロールズが『正義論』(Rawls 1971=1979)で展開した基本財を、下記のような観点から批判する。

基本財を自由の確保のために用いる能力や資質に恵まれていない人(身体的・知的な障害のため、様々な形で病気がちであるため、あるいは、ジェンダーに関連した生物学的・慣習的な制約のため)は、そうした制約がない人に比べて、全く同じ基本財を保有していたとしても、不利な状態にある。正義の理論は、すでに議論したように、この差に十分な注意を払うべきである。私が提示したアプローチが、ロールズの理論を援用しつつも批判する、すなわち公正と責任についてのロールズの啓発的な分析を援用しながらも、それを用いて彼の基本財保有への際立った依存を批判する理由はここにある(Sen 1992: 148=2018: 261)。

つまり、たとえ「財の平等」が確保されたとしても、身体障害や病気の例で明らかなように、それを実際に有効に活用することができない場合があるため、こうした不利を是正するためにこそケイパビリティという「諸機能の集合」(自由の平等)に注目する必要が生じるというわけである。

それでは、効用と基本財という二つの視点を同時に批判的に検討したセンの議論が依って立つ人間観とはいかなるものであろうか。一言で説明すれば、センのケイパビリティ・アプローチにおいて個人は、たんにウェルビーイングの達成という所与の枠内で充足して生きるだけの存在ではなく、しばしば自らのウェルビーイングを否定するような価値までも能動的に追求していく

存在だと位置づけられている(Sen 1992: 56-62=2018: 97-106)。この点は、「エージェンシーとしての自由」(agency freedom)と「ウェルビーイングのための自由」(well-being freedom)という二つの自由概念に関わる議論としてよく知られている。すなわち個人は、「その目的に照らして評価するのであって、自分のウェルビーイングにどのくらいプラスになるのか、という点から評価するわけではない」(Sen 1992: 56=2018: 98)とあるように、時に自らのウェルビーイングを阻害するような価値(ハンガー・ストライキや先進国から極貧国へ渡航する医師の例等)をも追求しうる存在、すなわち「エージェンシー」(agency)を持つ存在だとされている。

このようにセンのケイパビリティ・アプローチにおいては、諸機能ならびにその集合体としてのケイパビリティという観点から、人間の実質的自由を 多元的に評価する枠組みが設定されている。

2.2 ケイパビリティ・アプローチにとって「教育」とは何か――教育研究の動向から

では、ケイパビリティ・アプローチを教育の領域に応用した研究はどれほど存在しているのだろうか。また、そもそも本アプローチを教育研究に応用することの意義とは何であろうか。

まず、欧米社会では 2000 年代以降、ケイパビリティ・アプローチの視点にもとづいた様々な教育研究が共同で進められており、論文集も多数公刊されている(Hart et al. 2014; Stoecklin and Bonvin eds. 2014; Walker and Unterhalter eds. 2007)。実際に、ケイパビリティ・アプローチに特化した国際学会である The Human Development and Capability Association(以下 HDCA と表記)においても、「教育」や「子どもの権利」をテーマにした部会が多数開催されている。たとえば、2019 年 9 月に開催された HDCA $^{(2)}$ では、全 97 件あるテーマ部会のうち、そのタイトルに「教育」(education/educational)という言葉を直接含んだ部会数は全体の約 1 割(12 件)に及んでいた。

だが、意外なことに日本の先行研究では、教育学や教育社会学の領域においてケイパビリティ・アプローチの特徴を理論的に整理したものや、実証研究のなかで部分的に言及した研究は多数存在しているものの(馬上 2006; 宮寺 2014; 酒井 2015; 山尾 2016)、本アプローチを教育研究に応用することの意義自体を主題として論じたものは見当たらない。そこで、ケイパビリティ・アプローチを教育研究に応用する意義やその有効性について、HDCA の現

会長であり、ジェンダー領域での応用研究で有名なイングリッド・ロビンズの知見をもとに、教育研究においてきわめてポピュラーな2つの理論(「人的資本論」と「権利論」)と比較しながら整理したい。

まず、ロビンズによると人的資本論の視点では、「教育」の道具的な価値、すなわち「労働生産性」や「経済効率」の向上という外在的な観点からしか教育という営みを評価することができないため、一般に非生産的だとみなされがちな存在(子ども、障害者、病人等)の教育機会を保障する意義について正面から考察することができない、という限界がある(Robeyns 2006: 72-75)。これに対して権利論の視点では、人的資本論が見落とすような教育の内在的な意義、すなわち、教育という営みが個人のウェルビーイング(たとえば、個人的な楽しみや自己実現等)にいかに貢献しうるかに注目することができ、この意味で権利論は、規範的に国家や政府に現状変革を迫るための論拠を明らかにすることができる。だが、権利論の視点では、「権利」とは、すでに法律として実定的に制度化された法的権利(legal rights)と等閑視されやすいため、それ以外の道徳的権利(moral rights)の可能性をすくいとれないという限界がある(Robeyns 2006: 75-78)。

上記の二つの立場に対してケイパビリティ論は、社会変革と諸個人のウェルビーイングの追求という双方の視点を勘案しながら、教育政策や教育実践の是非を多角的に評価することができるという利点をもっている(Robeyns 2006: 78-79)。このように、個人の実質的自由という観点から、教育の意味をより深く内在的に考察できることこそが、教育研究におけるケイパビリティ・アプローチの強みだと考えられる。

3 ハートによるケイパビリティ・アプローチの拡張

それでは、最新の教育研究においてケイパビリティ論はどのように応用されているのだろうか。以下では、ケイパビリティ論を教育社会学の領域に応用している先駆的な議論として、キャロライン・ハートの議論を取り上げる。ハートの業績は多岐にわたるが、本稿では紙幅の関係上、その代表的単著(Hart 2012)と理論的論考(Hart and Brando 2018)の2点の内容にしぼり、その特徴をレビューしていく。

3.1 ハートの略歴と問題意識――先進諸国における教育格差と社会正義への関心

ハートは、ケンブリッジ大学で博士号を取得した後、現在シェフィールド 大学教育学部の専任講師であると同時に、ケンブリッジ大学の教育学部でも 非常勤講師を務めている。また、彼女は現在 HDCA の特別研究員として本 学会の研究活動にも精力的に取り組む研究者である。こうしたハートの主な 研究テーマは「人間の発達と社会正義」の関係性にあり、特に子どものアス ピレーションやエージェンシー、ウェルビーイングにいかに「教育」が役割 を果たしているかに焦点を当てている。なお、ハートは研究者になる前には、 英国ならびに英国外の学校現場で教師として着任していた経験もあることか ら (Hart 2019)、学校現場における具体的な政策提言も積極的に行っている。 このような経歴をもつハートの問題意識は、今日、孤児や児童労働の問題 を論じる際に世界的に注目を集めている「教育機会の未保障問題」である (Hart and Brando 2018: 293-4)。その際に重要なのは、ハートの議論では、1) 厳しい教育・労働の環境に置かれた子どもたちを一方的に「弱者」や「保護」 の対象とみなすのではなく、あくまでウェルビーイングや自由といった子ど も自らの視点から現状を変革していく必要があるとみなされていること、2) 教育機会の未保障問題は、開発途上国だけの問題ではなく、現代英国等も含 めた先進諸国の問題だと考えられている点である。とくに、前者の教育観に ついては、子どもを「生成」(becoming)と「存在」(being)という両義的 な視点からとらえたうえで、教育制度が「人間の生の開花」回に果たす役割 を理解するためには、ケイパビリティ・アプローチの枠組みを、評価集合 (evaluative space) として拡張することが重要だと主張されている(Hart and Brando 2018: 294)

3.2 セン理論とブルデュー理論との接続――変換要因の多元化と資本/ハビトゥス/界

上記の問題意識のもとハートが着手しているのは、センのケイパビリティ・アプローチを、現代フランスの社会学者であるピエール・ブルデュー(1930-2002)の社会理論、とくにその代表的著作である『ディスタンクシオン』(Bourdieu 1979=1990)や『再生産』(Bourdieu et Passron 1970=1991)で展開されている社会階級論に接続させる、という野心的な試みである。

ハートによれば、センのケイパビリティ・アプローチは、センが自ら述べているように「倫理的な原理」(ethical principle)を提供するものであるがゆえに、実際の教育制度や教育実践の事例に応用されることで、その本来の

射程がよりよく理解される理論である(Hart 2012: 62)。そこでハートは、ブルデューの社会理論を「セン理論にとっての理想のパートナー」とみなし、セン理論とブルデュー理論(具体的には、「資本」、「ハビトゥス」、「界」の三概念)を架橋する試みを the Sen-Bourdieu analytical framework(SBAF)と名づけ、新たな理論構築の可能性を模索している。

では、SBAFに代表されるハートのケイパビリティ・アプローチの特徴とは何であろうか。第一の特徴は、ハートが従来のケイパビリティ・アプローチの蓄積では十分に掘り下げてこられなかった「変換要因」(conversion factor)、すなわちケイパビリティの形成過程とそれが可能となる社会的文脈に注目している点である。具体的には、図1のように、①「コモディティとしての家族資本」(commodity of family capital)、②「コモディティとしての個人資本」(commodity of individual capital)、③「個人のケイパビリティ」(individual capability)という3つの水準を区別することで、ケイパビリティの形成過程を一貫した視点のもと、総合的に考察が可能な分析モデルを提示している(Hart 2012: 55)。

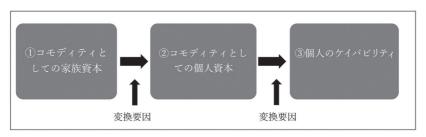


図1資本がケイパビリティに変換される二つの段階

※出典: Hart (2012: 55) より作成

ここで注目すべきは、センの理論では、上記のプロセスのうち「個人資本」 (資源や財)が「個人のケイパビリティ」(ウェルビーイングとしての自由、エージェンシーとしての自由)に変換され、それが機能を達成するという一連の過程(②→③)に力点があるのに対して、ブルデューの理論では、「家族資本」が家族という「界」(field)において「個人資本」に変換される過程(①→②)に力点があったと整理されている点である。つまり、センのケイパビリティ・アプローチに、ブルデューの資本やハビトゥス、界の概念を接続することで、 「家族資本」、「個人資本」、その結果としての「ケイパビリティの生成」という一連の過程 $((1) \rightarrow (2) \rightarrow (3))$ を体系的に解明できる、というわけである。

第二の特徴として、ハートの理論では、ブルデュー理論において焦点化されていた、家族という界における資本の世代間の変換過程(「相続」の過程)と同時に、家族以外の界における資本の多様な形成過程にも焦点が当てられている点である。具体的には、図2で示されているように、ケイパビリティが形成される界として、「家族/家庭」以外に「学校」、「余暇・社会」、「仕事」を取りあげ、それらの結節点のなかでケイパビリティが生み出される過程に注目している。このように、ハートの議論の特徴は、ケイパビリティの変換過程の多様性、すなわち、1)通時的な視点と同時に、2)共時的な視点に注目している点にあると言えるだろう。

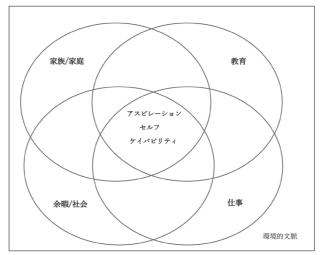


図 2 アスピレーションのケイパビリティと機能への変換に影響を与える要因 ※出典: Hart (2012: 60) より作成

第三に、ハートのケイパビリティ・アプローチの特徴としては、「アスピレーション」概念はを導入している点である。もちろん、アスピレーション概念自体は、社会階層論を中心とした教育研究においてはよく知られた概念であり、一般的には「社会的諸資源を具体的目標とした達成欲求」(中山・小島1979)と定義される概念である。とくに、個人がどの程度までの教育達成を

希望するかを示す場合には「教育アスピレーション」と呼ばれており、このような教育アスピレーションについては、教育社会学の領域では様々な計量研究が蓄積されてきた(三輪・苫米地 2011:1)。

しかし、こうした社会階層論に代表される従来の議論とは異なり、ハート のアスピレーション概念には、次のような特徴がみられる (Hart 2012: 79-108. 2016) (5) それは、1) メタ性、2) 多義性、3) 可変性の三点である。第 一に、ハートの議論においてアスピレーションは、「何のための自由か」と いう観点から、ケイパビリティを方向づけ、駆動させる原動力として位置づ けられており、「メタ・ケイパビリティ」と呼ばれている。このようにハー トの議論では、たんに資源の獲得を目的とした達成欲求というよりは、人間 の能力や資質のなかでも、より情動的で実存的なものとしてアスピレーショ ンが位置づけられている。第二の特徴は多義性である。簡潔に言えば、ハー トのアスピレーション像とは、しばしば政府やマスメディアが強調するよう な「進学や就職に特化したもの」(進学意欲や労働意欲)ではなく、他なら ぬ「子ども自らのウェルビーイングや自由の視点からのぞましいとみなされ るもの」である。第三の特徴は可変性である。つまり、アスピレーションを 固定的なものとして捉えがちであった従来の見方に対して、それが変化しう るもの、すなわちその脆弱性と同時に可塑性にも注目している点が、ハート 理論の特徴である。

3.3 ハート理論の規範性――批判的エージェンシーと「未来の他者」との連帯可能性では、上記の射程をもつハートの理論において、具体的にどのような能力や資質を涵養することが重要だとされているのだろうか(Hart and Brando 2018: 302-4)。

最初に、ハートが重要視している能力や資質として注目すべきは、「批判的エージェンシー」(critical agency)である。批判的エージェンシーとは、「たんに行為をするだけの自由や力のことではなく、既存の規範や価値の是非を問いかけ、見直すための自由や力」のことであり(Drèze and Sen 2002: 258)、言い換えればマーサ・ヌスバウムの「中心的ケイパビリティ」としてリストアップされている能力、すなわち、個人が自らの生の計画に批判的に省察ができる能力としての「実践理性」(practical reason)と関連する概念だと言えるだろう(Nussbaum 2006: 76-8=2012: 90-2)。ハートは、こうした

実践理性を育む機会と同時に、参加権をいかに教育制度のなかで保障してくかという問いについて検討すべきだと主張している。

次に特筆されるべきは、上記の実践理性と同様にヌスバウムの中心的ケイパビリティとしてリストアップされている「連帯」(affiliation)である。ヌスバウムによれば連帯とは、元来は「A. 他者と共にそして他者に向かって生きうること。ほかの人間を認めかつ彼らに対して関心を持ちうること。さまざまな形態の社会的交流に携わりうること。他者の状況を想像することができること」と、「B. 自尊と屈辱を受けないこととの社会的基盤を持つこと。真価が他者と等しい尊厳のある存在者として扱われうること。このことは、人種、性別、性的指向、民族性、カースト、宗教、出身国による差別がないことの整備を必然的にともなう」とされるものである。ハートは、こうしたヌスバウムの連帯概念を参照しながらも、それをさらに「対象」(自己/他者)と「時間」(現在/未来)という2軸を交差させるかたちで、表1のような枠組みに発展させている(Hart and Brando 2018: 304)。

表1 ハート理論における「自由」と「達成」に関する4つの評価モデル

時間/対象	自己	他者		
現在志向	①現在の自己利害	②現在の他者利害		
未来志向	③未来の自己利害	④未来の他者利害		

※出典: Hart and Brando (2018: 304) より作成

まず、①「現在の自己利害」とは、ある個人が、「現在の自分」のウェルビーイングを向上すべく従事している状態のことであり、これは「自己のウェルビーイング」(自己のウェルビーイングのための自由、自己のウェルビーイングの達成)に関わるカテゴリーである。これに対して、②「現在の他者利害」は、個人が、「現在の他者」のウェルビーイングを向上させるべく従事している状態のことであり、これは言うまでもなく「他者のウェルビーイングの達成)に関わるものである。他方、③「未来の自己利害」とは、ある個人が「将来の自分」のウェルビーイングを向上すべく従事している状態のことであり、これは「自己のエージェンシー」(自己のエージェンシーとしての自由、自己のエージェンシーとしての達成)に関わるカテゴリーである。これに対して、④「将来の他者利害」は、個人が「将来の他者」のウェルビーイングを

向上させるべく従事している状態のことであり、これは「他者のエージェンシー」(他者のエージェンシーとしての自由、他者のエージェンシーとしての達成)に関わるものである。

このように、ハートはケイパビリティ・アプローチというしばしば「個人主義的」と呼ばれる分析枠組みにおいて、「現在/将来」ならびに「自己/他者」という形で、今/ここという所与の利害をこえた「他者との連帯」というべき倫理観を導入することに挑戦していると言えるだろう®。

4 考察——教育社会学におけるケイパビリティ・アプローチの応用可能性では、前節までみてきた欧米のケイパビリティ論の知見、とくにハートによる議論を日本の教育研究にどのように応用することができるだろうか。以下では、最初にハートの議論の意義と課題について考察したうえで(4.1)、その応用可能性について考察する(4.2)。

4.1 ハートによるケイパビリティ・アプローチの意義と課題 4.1.1 意義

ハートよるケイパビリティ・アプローチの意義としては、次の3点があげ られる。第一の論点は、「教育 | と 「福祉 | の接続可能性についてである。まず、 日本の社会学の領域では、「ウェルビーイング」(生活の質)や「自由」といっ た概念は、主に福祉社会学の領域で使用されているのに対して、「アスピレー ション」や「能力」は教育社会学の領域でよく使用されており、意外なことに、 双方の概念を架橋し、積極的に関連づけようとする応用研究はほとんど見ら れないように思われる。しかし、ハートはこうした福祉(自由論)と教育(能 力論)の視点を関連づけながら、他ならぬ学習者自身にとってのウェルビー イングのあり方を掘り下げて考察しようとしているため、この点に理論上の 意義があると考えられる。また、ハートの理論では、子どものウェルビーイ ングを評価する際に、従来の研究ではブラックボックスとされがちであった ケイパビリティの形成過程、すなわち「メタ・ケイパビリティ」(meta-capability) としてのアスピレーションが、いかなる社会的な条件(界)のもとで可能と なるかを多角的に分析しようとしている。とりわけハートは、ケイパビリティ が、1) 家族という一つの界の内部だけでなく、2) 複数の界の間(家庭、学校、 職場、余暇等)において形成される過程に焦点を当てている。このように、

通時性と共時性の双方から「変換要因」を総合的にとらえようとする枠組みは、ブルデュー理論では看過されがちであった「資本」の多様な形成過程を解明する試みであり、他のケイパビリティ・アプローチにはみられないハート理論の特徴だと考えられる。

第二の論点は、「教育」概念を一貫して学習者本人の視点からとらえる枠組みの重要性である。日本の教育研究では、子どものウェルビーイングを考える際に、パターナリスティックに「社会化」という視点、すなわち「未熟な存在」としての子どもを「成熟した存在」に変えるべく、いかに子どもに社会的役割(規範や規律)を獲得させるべきかが強調されがちである。これに対してハートは、教育社会学の領域における「決定論的」(再生産論的)な発想を批判的に検討することで、いかなる社会的文脈(界)において個人の自由は可能か、とくに資本のなかでも親の学歴に代表される象徴的な文化資本が、いかにケイパビリティへと転換されうるかに注目している。その結果、センの議論では軽視されてきた先進諸国への応用研究、すなわち「学歴社会」(筆者の場合は英国)への応用が視野に入るようになっていると考えられる。

4.1.2 課題――変換要因/リベラリズム/アスピレーション

他方、ハートの理論に対しては課題を指摘することができる。第一に、「変換要因」(conversion factors)と「財/資本」概念の関係性の曖昧さについてである。ハートは、変換要因の多様性に注目しながら、ケイパビリティの生成過程を実証的に描きだそうとしている。しかし、そこで言及されている変換要因には、家族関係のように個人が所有する資本、すなわち、ハートの言葉でいうところの「個人資本」(とくに社会関係資本)に該当すると思われるものが多数含まれている。また、ハート自身は資本概念を明確に定義していないように思われる。そのため、変換要因の可能性をより発展的に議論していくためには、財や資本概念との理論上の整理が必要だと考えられる。

第二に、ハート理論における「教育」を、他ならぬ個人のウェルビーイングからとらえる視点、すなわちケイパビリティ・アプローチの特徴の一つとされる「リベラリズム」的な視点(神島 2018)の揺らぎである。ハートの議論では、3.3 でみたように、「未来の他者との連帯」という論点が強調されているものの、こうした結論は、むしろ「コミュニタリアニズム」の発想に

近いように思われ、現代日本の教育言説としても目新しいものではけっしてない。なぜなら、本稿の冒頭でも述べたように、「一斉共同体主義」(恒吉1996: 226-35) と呼ばれる日本の学校空間においては、「他者(集団)への協調」が強調され、その名のもとに個人の健康や安全が軽視されるという事態がしばしば発生しているからである(内田 2015)。そのため、子どものウェルビーイングを論じる際には、ハートが自ら述べているように、子ども自らの能動性/受動性という両面性に注目して論じることが重要になると考えられる。

第三に、アスピレーションの測定方法に関する困難性についてである。ハートの議論では誰が、どのように、子どもや若者の特定の状態を「アスピレーション」だと判断するのか、その判断基準が明確ではない。とくに、ハート自身が述べているように、アスピレーションは可変的で多元的なもの(就職や進学という特定の「ゴール」を目的としないもの)であるとすれば、一時点の「結果」(achievement)だけでは実際にケイパビリティに寄与するかどうかはできない。そのため、アスピレーションがケイパビリティに果たす影響を評価するためには、一時点での調査方法ではなく、複数の追跡調査(パネル調査等)が不可欠になると考えられる。

4.2 日本の教育研究への応用可能性――評価制度への示唆と不登校研究との接続本節の最後に、以上の射程をもつハートのケイパビリティ論を日本の教育法制度研究にどのように応用できるかについて考察したい。

第一に、ハートの議論から示唆されるのは、日本社会における新たな教育評価制度の構想可能性である。ハートは自らの論文において、ケイパビリティを評価するための具体的な評価制度のあり方として、たんなる出席率やペーパー・テストの成績による一時点での評価指標だけでなく、中退率や卒業率、就職率といった「過程」や「出口」に関する指標にも注目すべきだと述べている(Hart and Brando 2018: 302)。このように、中長期的な視点から多段階的に教育という営みの成果を把握しようとする視点は月並みではあるが、日本の教育制度にとってはきわめて重要である。なぜなら、日本ではしばしば「卒業主義」(矢野 2011)という言葉で形容されるように、教育制度の「入口」(受験や選抜)に過剰なまでに関心が集まる一方で、その「過程」や「出口」のあり方については驚くほど議論がなされないからである。また、そもそも教育という営みの場合、「結果」が出るまでに相当な時間を要するため、

より複眼的な視点から評価制度を構築していくことが不可欠になる。

第二の応用例は、日本の不登校研究に関する展開についてである。近年の日本社会においては、2016年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、不登校児童生徒の学習機会をいかに保障するかが大きな関心を集めている。そうしたなか、不登校問題の対策を講ずる際に、新たな学びの選択肢として「学校外の学び場」(民間のフリースクールや夜間中学校、ホームスクーリング等)をいかに拡大するかがさかんに議論されている(森田 2017)。同時に、不登校児童生徒に対しては、その学歴や学力をいかに保障していくかという課題について以前から積極的に議論がなされてきた(森田 2003)。しかし、ケイパビリティ・アプローチの視点からみれば、学校外の選択肢を増やすことはあくまで個人の自由を拡大させるための「手段」でしかなく(「資源主義」への批判)、同時に学歴取得(大学進学)という「達成」もまた、子どものウェルビーイングを評価するうえでの必要条件ではあっても十分条件ではない(「帰結主義」への批判)、と考えられる。

このように、不登校研究にケイパビリティ・アプローチの視点を導入することで、「学校に行かない子ども」が「学ぶことを強制されない自由」のあり方と同時に、「学ばないことに介入するための根拠」を多角的に考察することができるのではないだろうか。同時に、ケイパビリティ・アプローチは、個人の水準である「ケイパビリティ」を、いかに社会の水準である「法的権利」として実現させるか、言い換えれば、ケイパビリティに根差した法制度の可能性(「権利とケイパビリティの循環可能性」)を検討していくための手がかりになりうる、と考えられる(**)。

5 結論――今後の展望と研究課題

以上、本稿では先行研究の知見、とくにブルデューの社会理論と架橋しながらセンのケイパビリティ・アプローチを拡張することを試みているハートの応用研究をレビューすることで、教育社会学の領域におけるケイパビリティ・アプローチの応用可能性について考察してきた。

本稿で明らかになった知見は、以下の2点である。第一に、ケイパビリティ・アプローチについては、子どもの実質的自由やエージェンシーの観点から教育政策の是非を評価できる分析枠組み、とくにケイパビリティの「変換要因」

という視点が、子どものウェルビーイングに根差した法制度を構想していくための重要な手がかりになりうることが明らかになった。とくに、日本の不登校研究の文脈においては、「法的権利」と「ケイパビリティ」の往復可能性という視点から、個人(学習者)にとって保障されるべき教育や学びのあり方を検討しうること、言い換えれば、ケイパビリティ・アプローチの視点は、「学ぶことを強制されない自由」と同時に、「学ばない」と主張する人に対して「学びを促す」という介入を行うための根拠を精査するための手がかりにもなりうることが明らかになった。

第二の知見は、ケイパビリティ・アプローチの課題である。具体的には、本稿では、ハートが展開しているケイパビリティ論について、1)「財」及び「資本」概念と「変換要因」概念の関係性が未整理であること、2)教育という営みを個人ベースでとらえる視点(リベラリズム)に揺らぎがみられること、3)アスピレーションの測定方法に関する困難性という論点が指摘された。今後の課題としては、本稿で提示された論点をめぐって理論と実証の双方の視点から議論を深めていく作業が期待される。

注

⁽¹⁾ 以下の本文では、センの文献から引用をする際に、well-being をウェルビーイング、capability をケイパビリティと表記する。その理由は well-being については「福利」や「福祉」という訳語が、capability には「潜在能力」という訳語が有名ではあるものの、言うまでもなく「福祉」は welfare の定訳として、「能力」は competence や ability の訳語としても使用されるため、議論上の混乱を回避するためである。また、左記の理由により、センの翻訳書から両概念を引用する際には、その都度、訳語を「ウェルビーイング」と「ケイパビリティ」に変更している。

⁽²⁾ 筆者が 2019 年 9 月 7 日にロンドン (East London University) で参加したプレ学会企画 (Preconference events 2) では、HDCA 本大会の開催に先立ち、研究者間のネットワーキングをかねて、教育や子どもの権利に関わるワークショップが実施されていた。 具体的には、本セッションは 3 部構成であったが、その第 1 部では、ロンドンで活躍中の子どもの権利や若者支援に関わる各種団体、すなわち、1) ユースワーク (Youth Charter)、2) 貧困 (ATD Fourth World)、3) 移民 (Waltham Forest Migration Action) から、「支援者と当事者は何を必要とし実現しようとしているか」について報告がなされた。

^{(3)「}人間の生の開花」(human flourishing) とは、アリストテレスが探求したとされる「幸福」に関わる概念(エウダイモニア)のことであり、とくに子どもたちの場合、子どもが自らにとって価値があると認められる存在になれるような機会が保障される状態のことである(Stoecklin and Bonvin eds. 2014)。

⁽⁴⁾ 注目すべきは、「アスピレーション」とヌスバウムの「中心的ケイバビリティ」に含まれる「想像力」 概念 (Imagination) との違いである。すなわち、ヌスバウムの「想像力」は、必ずしも目標=終着点

中京大学大学院社会学研究科 社会学論集. No.19. 2020

- があることを前提とはしておらず、個人にとってその未来に関わる事柄のみを「想像」する能力とは限らないため、「アスパイヤするケイパビリティ」(the capability to aspire)の代替物にはならないものだとされている(Hart 2012: 49)。
- (5) 近年のケイパビリティ・アプローチ研究においては、アスピレーション概念への関心が急速に高まっている(Vos and Ballet 2018; Tiwari 2018)。こうしたケイパビリティ・アプローチ内におけるアスピレーション概念間の相違点、たとえば、Hart (2012, 2016) のアスピレーション概念と Tiwari (2018) のそれとの違いについては、今後の課題としたい。また、Hart (2012) は、現代英国の若者の高等教育進学をめぐるアスピレーションについて、複数のフィールド調査(シェフィールド、ブラッドフォード)の知見から考察しているが、こうした実証研究の知見を詳細に検討する作業についても、稿を改めて取り組みたい。
- (6) こうした能力の養成例としては、Philosophy for Children (P4C)、Thinking Actively in a Social Context (TASC) があげられている。
- (7) その際には、「学習権オンプスパーソン」(山本 2016: 16) や、そもそも子どもが自らの権利とは何かを知り、それを行使することができる「法教育」(日本教育法学会 2014: 188-91) の機会こそが重要になると考えられる。

[引用文献]

- 阿部彩, 2013, 「子どもにとっての公正」武川正吾編『シリーズ福祉社会学 1 公共性の福祉社会学――公正な社会』東京大学出版会, 73-99.
- Bourdieu, Pierre et J.-C. Passeron, 1970, *La reproduction*, (= 1991, 宮島喬 訳『再生産――教育・社会・文化』藤原書店.
- Bourdieu, Pierre, 1979, *La distinction. Critique sociale du jugement*, Paris, Éd. de Minuit. (=1984, Translated by Richard Nice, *Distinction: A Social Critique of the Judgement of Taste*, London: Routledge.; = 1990, 石井洋二郎訳『ディスタンクシオン――社会的判断力批判(I・II)』藤原書店.)
- 中央教育審議会教育振興基本計画部会 (第8期~), 2017, 「客観的な根拠 (エビデンス)を重視した教育政策の推進について (案)」, (2019年12月25日取得 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo14/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2017/11/20/1398446_01.pdf).
- Comim, Flavio, Shailaja Fennell and P.B. Anand eds., 2018, *New Frontiers of the Capability Approach*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Drèze, Jean and Amartya Sen, 2002, *India: Development and Participation*, Oxford: Oxford University Press.
- Hart, S. Caroline, 2012, Aspirations, Education and Social Justice: Applying Sen and Bourdieu, Bloomsbury Academic: London & New York.

- ————, 2016, How Do Aspirations Matter?, *Journal of Human Development and Capabilities*, 17 (3), 324–41.
- ———, 2019, Education, Inequality and Social Justice: A Critical Analysis Applying the Sen-Bourdieu Analytical Framework, *Policy Futures in Education*, 17 (5), 582–98.
- Hart, S. Caroline, Mario Biggeri, and Bernhard Babic, 2014, Agency and Participation in Childhood and Youth: International Applications of the Capability Approach in Schools and Beyond, Bloomsbury Academic: London & New York.
- Hart, S. Caroline and Nicolás Brando, 2018, A Capability Approach to Children's Well-being, Agency and Participatory Rights in Education, European Journal of Education, Special Issue, 53 (3), 293-309.
- 今井康雄, 2015, 「教育にとってエビデンスとは何か――エビデンス批判をこえて」『教育学研究』, 82(2), 188-201.
- 神島裕子, 2015, 『ポスト・ロールズの正義論――ポッゲ・セン・ヌスバウム』 ミネルヴァ書房.
- -----, 2018, 『正義とは何か』中央公論新社.
- 川本隆史, 2012「ケイパビリティ」, 大澤真幸·吉見俊哉·鷲田清一編集委員・ 見田宗介編集顧問, 『現代社会学事典』弘文堂, 343-4.
- 馬上美知,2006,「ケイパビリティ・アプローチの可能性と課題――格差問題への新たな視点の検討として」『教育学研究』73(4),420-30.
- 三輪哲・苫米地なつ帆,2011,「社会化と教育アスピレーション」,『東北大学大学院教育学研究科研究年報』60(1),1-13.
- 宮寺晃夫, 2014, 『教育の正義論――平等・公共性・統合』 勁草書房.
- 森田次朗, 2017, 「不登校問題をめぐる排除/包摂の重層性――「フリースクール」の法制度化とシティズンシップの再編」『福祉社会学研究』14, 121-43. 森田洋司, 2003, 『不登校――その後』教育開発研究所.
- 中室牧子、2015、『学力の経済学』ディスカヴァー・トゥエンティワン、
- 中山慶子・小島秀夫, 1979,「教育アスピレーションと職業アスピレーション」 富永健一編『日本の階層構造』東京大学出版会, 293-328.
- 日本教育法学会編,2014,『教育法の現代的争点』法律文化社.
- Nussbaum, Martha, 2000, Women and Human Development, Cambridge:

- Cambridge University Press (=池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳, 2005. 『女性と人間開発』岩波書店.)
- Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (=矢島鈞次監訳, 1979, 『正義論』紀伊國屋書店.)
- Robeyns, Ingrid, 2006, Three Models of Education: Rights, Capabilities and Human Capital, *Theory and Research in Education*, 4 (1), 69-84.
- 酒井朗, 2015,「教育における排除と包摂」『教育社会学研究』96,5-24.
- Sen, Amartya, 1985, *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (=鈴村興太郎訳, 1988, 『福祉の経済学——財と潜在能力』岩波書店.)
- ———, 2002, *India, Development and Participation*. Oxford: Oxford University Press.
- Stoecklin, Daniel, and Jean-Michel Bonvin eds., 2014, *Children's Rights and the Capability Approach: Challenges and Prospects* (Children's Well-Being: Indicators and Research), Dordrecht: Springer.
- The Human Development and Capability Association, 2019, "Welcome to the HDCA", (2020年1月7日取得, https://hd-ca.org/)
- Tiwari, Meera, 2018, "Capability of Capabilities and Aspirations of the Middle Classes in India", Flavio Comim, Shailaja Fennell and P.B. Anand eds., 2018, *New Frontiers of the Capability Approach*, Cambridge: Cambridge University Press, 411-35.
- 恒吉僚子,1996,「多文化共存時代の日本の学校文化」堀尾輝久・久冨善之 他編『学校文化という磁場』柏書房,215-240.
- 内田良, 2015, 『教育という病――子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』 光文社.

- Vos, Robin and Jérôme Ballet, 2018, "Formal Education, Well-Being and Aspirations", Flavio Comim, Shailaja Fennell and P.B. Anand eds., 2018, *New Frontiers of the Capability Approach*, Cambridge: Cambridge University Press, 549-70.
- Walker, Melanie and Elaine Unterhalter eds., 2007, Amartya Sen's Capability Approach and Social Justice in Education, New York: Palgrave Macmilian.
- 山本宏樹, 2016,「教育機会確保法案の政治社会学――情勢分析と権利保障 実質化のための試論|『〈教育と社会〉研究』26.5-21.
- 山尾貴則, 2016,「若者自立支援活動における「承認」の位置: A. ホネット の承認論と A. センの潜在能力アプローチを手がかりに」『作大論集』(6), 381-402.
- 矢野眞和,2011,『「習慣病」になったニッポンの大学――18 歳主義・卒業 主義・親負担主義からの解放』日本図書センター.

「付記]

本稿は2019-2022年度文部科学省科学研究費(課題番号:19H01647)による成果の一部である。とくに、本科研プロジェクトの研究分担者であり、シティズンシップ研究会のメンバーである亀山俊朗氏(中京大学)、平野寛弥氏(目白大学)、村上慎司氏(金沢大学)からは、拙稿のもとになる大変貴重なコメントを頂いたことを心より御礼申し上げます。

長時間労働の規制で 女性の貧困削減と効率を追求 ---ひとり親には児童扶養手当の充実を

Reducing women's poverty and pursuing efficiency through regulations on long work hours: Increased child support allowances for single parents

大岡 頼光
Yorimitsu OOKA
中京大学現代社会学部教授

要旨

1. 超高齢社会の日本を支えるには、中高年層に再教育を行い、高齢者でも働き続けられるシステムの構築が必要である。特に高齢女性の貧困率が高いので、中高年女性の再教育と就労支援をすべきである。2. 女性を含むすべての人が能力を発揮できる「社会的包摂」の議論や政策の動きを見る。3. だが、現在の日本は長時間労働を前提とする正社員が多く、女性が育児等と両立しながら正社員を続けるのは難しい。①長時間労働を規制し、女性も活躍できるジョブ型正社員の導入が必要で、②長時間労働の規制は効率性を高め、③女性活躍の推進は韓日で企業業績にプラスであることを明らかにする。4. ①高学歴ではないひとり親にも長時間労働の規制は必須で、②所得保障も重要であり、③労働条件の改善は国際競争力を高めることを確認する。5. 「長時間労働の規制は短期的にはコストでも、女性の活躍を推進することで、長期的には経済成長を促す」という長期的視点から、「生産主義パラダイム」を修正することが必要である。そのためには、配偶者控除を廃止し、保育施設や児童扶養手当を充実すべきである。

キーワード

労働時間規制(working-time regulations)、ひとり親(single parent)、社会的包摂(social inclusion)、児童扶養手当(child support allowance)、生産主義パラダイム(productivist paradaigm)

長時間労働の規制で女性の貧困削減と効率を追求(大岡)

目次	
1. 問題設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
1.1 30 年後の人口ピラミッドからの課題・・・・・・・・・・・	43
1.2 高齢女性の貧困を減らす――中高年女性の再教育と就労支援・・・	44
1.3 高齢女性の貧困の原因――女性の非正規への集中・・・・・・・	45
1.3.1 女性の貧困をうむ労働市場の二極化・・・・・・・・・・	46
2. 社会的包摂の議論と政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
2.1 日本学術会議の提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
2.2 社会的包摂政策の萌芽? 一億総活躍社会・・・・・・・・・・	48
2.3 生産主義パラダイムと長時間労働規制・・・・・・・・・・・	49
3. 正規雇用の無限定性を変える――多くの女性にまっとうな仕事を・・	50
3.1 無限定正社員からジョブ型正社員へ・・・・・・・・・・・	50
3.2 夫の家事・育児負担を高めるためにもジョブ型を・・・・・・・	50
3.2.1 ジョブ型への懸念は対処可能・・・・・・・・・・・・	51
3.3 長時間労働規制は女性就業を促し、かつ効率的・・・・・・・・	52
3.4 男女格差削減には「性別をとわない能力発揮の推進」も必要・・・	53
3.5 女性活躍推進は韓日で企業業績にプラス・・・・・・・・・・	54
4. ひとり親家庭の貧困と対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
4.1 ひとり親の増加と貧困・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
4.2 ひとり親と子どもの低学歴の連鎖・・・・・・・・・・・・	58
4.2.1 ひとり親の低学歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
4.2.2 子どもの学歴の低さ・・・・・・・・・・・・・・・・	59
4.3 北欧の貧困削減——就業の限界と児童扶養手当の有効性・・・・・	60
4.4 有給育児休業はひとり親の貧困を削減・・・・・・・・・・・	61
4.5 労働条件の改善は国際競争力を高める・・・・・・・・・・・	62
4.6 労働時間の規制と所得保障の重要性・・・・・・・・・・・・	63
5. 長時間労働規制でどの学歴の女性も活躍を進めるには・・・・・・	64
5.1「生産主義パラダイム」を長期的視点から修正・・・・・・・・	64
5.2 配偶者控除の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
5.3 保育施設の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
5.4 児童扶養手当の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
5.5 再教育システム構築のための北欧研究の必要性・・・・・・・	69
【文献】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

1. 問題設定

1.1 30 年後の人口ピラミッドからの課題

図1は2020年と2050年の日本の人口ピラミッドである(国立社会保障・人口問題研究所2019)。2050年の特徴は、山が一つしか無いことだ。2020年にあった二つの山のうち、70歳前後の山が消え、40代後半の山が、2050年には70代後半に移動する。

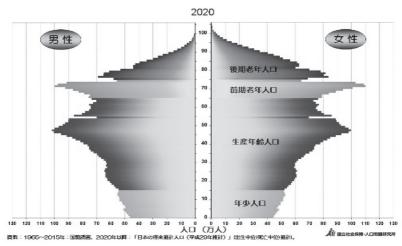
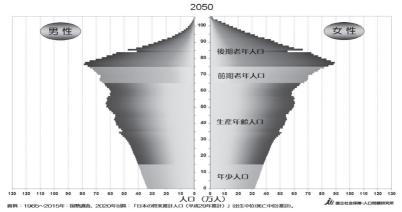


図1 日本の人口ピラミッド: 2020、2050年



出典: 国立社会保障・人口問題研究所 (2019)

この 2050 年の人口ピラミッドを前提とすると、日本が取るべき対策は明らかである。

第一に、少子高齢化で減っていく子どもや若者が、家庭の貧富にかかわらず、その能力を伸ばしきることができる教育システムを作り出すことである。 (大岡 2014)。

第二に、図1で2020年の二つ目の山である40代後半に再教育を行い、高齢者になってもできるだけ働き続けられる能力を身につけてもらうことである。2050年の人口ピラミッドの70代後半の厚さを見れば、現在の日本で中高年層の再教育システムを構築していくことが、何よりも急務であることは明らかだろう。

2050年のような超高齢社会を支えていくには、中高年層が自らの能力を常に再開発し続けられるシステムを創り出すしかない。増え続ける高齢者を、少子化で数が減る現役の労働者が支えるためには、労働者一人一人が再教育を受けて能力を伸ばし、より多くの収入を得て、高齢者福祉のための税金や社会保険料を安定して払う必要がある。特に、少子高齢化で割合が増えていく中高年層が、大学や通信教育等での再教育を簡単に受けられ、福祉や教育の財源を支えうるシステム、つまりは高齢者自身もできるだけ現役の労働者であり続け、超高齢社会を支えるシステムを作り出す必要がある(大岡2019)。

つまり、第一に、家庭の貧富を問わず、すべての子どもや若者の能力を伸ばせる教育システムを作り出すこと、第二に、中高年層に再教育を行い、高齢者になっても働き続けられる雇用システムを作り上げることが日本には必要である。

本論は特に、女性の中高年層の再教育と就労支援に注目する。その理由を 次の1.2 で述べる。

1.2 高齢女性の貧困を減らす――中高年女性の再教育と就労支援

日本の高齢女性は貧困率が高い。図2のように多数で投票力がある高齢女性が貧困のままでは、年金等の充実を優先し、若い世代向けの少子化対策(保育、教育等)の支持は低くなるだろう。

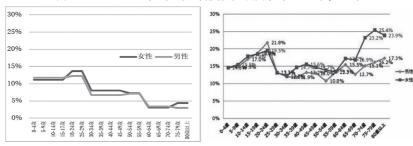


図2 フランスと日本 性別、年齢層別 貧困率 (50%基準,2012)

出典: 左フランス-大岡 (2018)、右日本-阿部 (2015a)

少子化対策を充実するため増税を唱えても、高齢女性が貧困なままでは、候補者は選挙に負けてしまう。高齢者への増税を唱えて選挙に勝つのは、図2のフランスのように高齢者の貧困率が、若い世代よりも低い場合に限られる(大岡2018)¹。

日本で少子化対策(保育、教育等)を充実するために増税するには、高齢 女性の貧困を減らす必要がある。なぜ、これほど日本の高齢女性の貧困率は 高いのだろうか。

1.3 高齢女性の貧困の原因――女性の非正規への集中

日本で高齢女性の貧困率が高いのは、正規労働と非正規労働が二極化し、 多くの女性が非正規だからである。

山田(2015)によれば、日本の高齢単身女性の貧困率は、先進諸国と比べ 突出して高い。その理由は、夫の死亡に伴う就労収入の途絶と、低い年金給 付水準である。これを避けるには、壮年女性の就業抑制要因を取り除き、高 齢女性の就業率を改善することが重要である。しかし、日本では壮年女性の 就業率、とりわけ正規雇用者比率は他の先進国と比較して低く、賃金の男女 間格差が大きい。常態化した長時間残業、保育・学童保育サービス不足など、 子育てしながら正規雇用で働きにくい環境は、すぐ改善する必要がある。

残念ながら、人口が大きい第2次ベビーブーマーは40歳台に突入し、最も政策効果が期待されるタイミングは過ぎ去りつつあると山田はいう(山田2015)。

¹ 左のフランスは、比較のために筆者が作成した参考図で、正確な年齢層別ではない。より詳しくは、 大岡 (2018) を参照。

2020年の人口ピラミッド (図1) には、人生後半に2つの山 (70代前半と40代後半) がある。70代前半の就業を増やすことは難しい。よって、40代後半の女性の就業を増やす。また、就業を増やすための、再教育を公的に支援すべきである。

1.3.1 女性の貧困をうむ労働市場の二極化

OECD (2017a) によれば、労働市場の正規と非正規への二極化はいっそう広がっている。非正規労働は雇用の38%を今では占めており、相対的貧困率を上げている。二極化は特に女性に影響を与えており、不平等を拡大し、生産性の成長を押しとどめている。非正規労働者の賃金が低く抑えられ、訓練を受けることがないからだ(OECD 2017a: 12)。女性雇用は、OECD 諸国で3番目に大きい男女の賃金格差(27%)によって妨げられている(OECD 2017a: 21)。女性が多いパートタイムの賃金も、日本は低い(図3)。

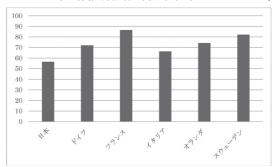


図 3 パートタイム (短時間) 労働者の賃金水準 (フルタイム =100, 2014 年)

出典:労働政策研究・研修機構編(2018:177)より筆者作成。

高齢女性の年金水準を上げるには、現役時の収入を増やすため、非正規雇用の中年女性が正規で働きやすい環境を作らねばならない。長時間残業、保育等の不足等、子育てしながら正規で働きにくい現在の環境では、中年女性は非正規を選択せざるを得ず、このことが高齢になったときの貧困を招いているからである。

つまり、超高齢社会を支えるためには、(1) 広く一般的に、社会人(特に 増えていく中高年層)の再教育システムを作って、より多くの人々が税や保 険料をより高齢になるまで負担できるようにする、(2) 高齢女性が若い世代 向けの少子化対策を支持できるように、高齢女性の貧困率を下げる。そのた め、正規雇用の労働環境を女性が働きやすいように改善する必要がある。

これは女性が能力をフルに発揮できる社会をめざすということである。次の2.では、すべての人が潜在的に有する能力をフルに発現できる社会を、「社会的包摂」を基本とした社会政策で構築するとした日本学術会議の提言や、関連する政策の動きを見ていこう。

2. 社会的包摂の議論と政策

2.1 日本学術会議の提言

日本学術会議 社会学委員会・経済学委員会合同 包摂的社会政策に関する 多角的検討分科会 (2014)「いまこそ『包摂する社会』の基盤づくりを」は、 「社会的包摂」を基本とした社会政策を通じて、すべての人が潜在的に有す る能力をフルに発現できる社会 (包摂する社会)を構築する必要があるとし、 次のように提言した。

欧州連合を始めとする他の先進諸国においては、現金給付を主要な手段として貧困を緩和する従来の社会政策から、より社会的統合とすべての人の社会参加といった社会的包摂を目的とする社会政策への転換が行われている。貧困緩和政策では、貧困が発生する要因は所与のものとし、貧困者に最低限度の生活費を支給したり、職業訓練等で貧困者自身の変容を求めていた。これに対し、社会的包摂政策は、すべての個人がそれぞれの潜在能力を発揮できるように、社会自体のありようを変容させようとする。

社会的包摂が必要とされる第一の理由は、日本の労働力人口の減少がほぼ不可避である中で、経済や社会を維持・発展させるためには、国民一人ひとりがかけがえのないメンバーとして社会参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境を整備する必要があるからである。女性、高齢者、家族の育児や介護を抱える個人、障害や疾病を抱える個人、外国人などの人々は、「社会的弱者」とみなされることもあるが、その多様な経験を通じて貴重な資源とも言うべきものを有する人々でもある。「すべての人が、社会に貢献できるように社会の仕組みを変えていく必要がある」と提言は言う。

提言は社会政策の緊急的な課題を5つあげるが、本論の視点からは、「③ 就労を通じた包摂の前提条件」が注目される。 有償の就労は、労働時間や賃金の面で適切な条件、および努力や貢献の承認を伴う場合、収入ばかりでなく自尊心と社会的威信の基盤となる。「求職者に対して、まっとうな仕事(decent work)につけるような職業訓練の機会を保障するとともに、訓練期間に生計を維持できるよう支援することは、包摂の前提条件となる」と提言は言う(日本学術会議 2014)。

日本でも、包摂的な考え方は早くから受容されていたものの、それを明示的に具現化した政策はなく、社会的包摂が日本の社会政策に根付いたとは言えない。民主党政権時代の2011年1月には、総理大臣直属の組織として、「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、同年4月には、特命チームの政策を具体化する実働部隊として、内閣官房に社会的包摂推進室が設立された。また、5月には、「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」と題する基本方針が決定された。しかし、社会的包摂推進室は、2013年1月に廃止された(日本学術会議2014)。同室が廃止されたのは、2012年12月の衆議院選挙で自民党が政権奪還を果たし、自公連立の第二次安倍内閣が発足した後であった。

2.2 社会的包摂政策の萌芽? 一億総活躍社会

2015年1月26日には、安倍政権のもとで、一億総活躍国民会議が「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を発表する。その対策は、「若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会」「(すべての人が) 個性と多様性を尊重され、(中略) それぞれの能力を発揮でき」る社会を作るため、「あらゆる制約を取り除」くとうたった(阿部 2015b)。日本学術会議の提言に近い内容だと言えるだろう。

阿部(2015b)によれば、社会的包摂政策は、社会の何がその人を貧困や孤立に追い込んだのかを考え、その仕組みを変えていこうとするものである。社会的排除政策は、変わることを貧困者に求め、社会的包摂政策は社会が変わることを目指している。たとえば、障害者が健常者と同じように働けるように訓練するのが前者、障害が障壁とならないように職場の働き方を変えるのが後者である。この二つは根本的に異なる政策である。

一億総活躍国民会議の対策では、具体的には、最低賃金の引き上げ、長時 間労働の是正、児童扶養手当の機能の充実などがあげられている(阿部 2015b)。これらの目標自体は、本論の視点からも注目に値する。

2.3 生産主義パラダイムと長時間労働規制

しかし、一億総活躍国民会議の方向性は、経済成長を重視する安倍政権の「生産主義パラダイム」と矛盾するという指摘がある。政治学の武田宏子によれば、日本を含む東アジアの社会政策の特徴は、経済成長の実現を最終的な政策目標とすることであり、これをイアン・ホリディは「生産主義パラダイム」と呼んだ。国家は成長を目指し、経済・産業上の目的に、社会政策を含む全ての国家政策が従うという(Holliday 2000)。

「生産主義パラダイム」は国の経済成長を進めようとする。家族・ジェンダー 政策は、成長のための道具に過ぎない。しかし、このことが諸政策の効率性 に問題をもたらす。経済的な関心は、女性労働を促進するために必要な雇用 システムの改革の視野を制限してしまう。

2015 年 11 月の一億総活躍国民会議では、安倍政権は、①同一労働同一賃金の原則、②長時間労働の厳しい規制を導入する必要を強調した。これらは女性だけでなく、すべての非正規労働者の労働条件を改善するのに役立つだろう。

一方で、①②という2つの原則の導入は、経営者にとってコスト上昇につながりうる。これらの原則は、グローバル企業の経済的負担を減らそうとする安倍政権の「生産主義パラダイム」と矛盾する。日本の雇用システムの問題を解決するには、「生産主義パラダイム」から離れて政策を立案するしかない。しかし、それがすぐに実現する兆しはないと武田はいう(Takeda 2018)。

また、清山(2015a)によれば、安倍政権の日本再興戦略(2013年6月発表、2014年6月改訂)(=成長戦略)の目標と政策手段にはズレがあり、プラスとマイナスの効果を持つ政策が混在していた。マイナスの効果を持つ労働時間規制の除外・緩和といった政策が、第2次安倍政権の労働規制改革のなかで重要施策に位置づけられ、全体としてプラスの政策効果があらわれにくくなっている。今後も、事態の推移を注意深く分析する必要があるが、結果的に、日本再興戦略の描く成長への道筋からそれる危険性が強い。

労働時間に対するしっかりとした上限規制抜きの時間規制の免除や緩和 は、ブラック企業としていまは摘発可能な労働実態を制度的に合法化し摘発 しにくくしてしまう。目にみえない表に出にくい長時間労働慣行の広がりは、 日本経済の成長戦略実現の成否を決する重要な鍵とされるワークライフバランスの推進を阻害する。

その結果、女性の能力を活用して全員参加型社会を実現するという目標は遠くなり、ジェンダー平等の推進も期待されるほどには進まないことが強く 懸念されると清山はいう (清山 2015a)。

なぜ長時間労働を規制し、ワークライフバランスを推進することが重要なのか。長時間労働では、女性が働きにくいからである。今の日本の正規雇用の長時間労働等の問題点を、次の3.で見ていこう。

3. 正規雇用の無限定性を変える――多くの女性にまっとうな仕事を 3.1 無限定正社員からジョブ型正社員へ

経済学の鶴光太郎によれば、日本の正社員は、欧米諸国にない特徴を持つ。それは無限定性であり、①職務、②勤務地、③労働時間などの限定がない。つまり、将来、職種、勤務地の変更、残業などの命令があれば基本的に受け入れなければならないという「暗黙の契約」が上乗せされている。無限定性をもつ正社員が、限定的な働き方の社員よりも賃金が高くなるのは、こうした「暗黙的な契約の上乗せ」によるものと解釈できる(鶴 2016: 34)。

これは、女性の労働参加、活躍を阻害してきた。一家の大黒柱の夫が転勤、 残業何でもありの無限定正社員であれば妻は必然的に専業主婦として家庭を 守ることが求められてきた。また、子育てや介護を考えると女性が無限定正 社員のままキャリアを継続させることは難しい。これが、30~40代の女性 の労働参加率を下げる(いわゆる M 字カーブ)の一因となっている(鶴 2016: 43-4)。

女性の労働参加を進めるには、この無限定性を無くせばよい。鶴は、無限性正社員とは異なる、「職務、勤務地、労働時間いずれかが限定された正社員」をジョブ型正社員と定義し、それをデフォルトにすべきだという(鶴 2016: 57)。

3.2 夫の家事・育児負担を高めるためにもジョブ型を

鶴らの研究によると、①夫の家事・育児負担が高まれば、妻の就業に有意な正の影響を与えること、②夫がジョブ型正社員のような限定的な働き方を

しているほど、夫の家事・育児負担割合は有意に高まることがわかっている (鶴・久米 2016, 鶴 2016: 107-8)。勤務地限定、職務限定、残業なしの働き方 が有意に影響しており、限定的な働き方をしている正社員は通常の正社員よ りも労働時間が短いことが、夫の家事・育児分担割合を高める要因であると 考えられる(鶴・久米 2016: 11)。

限定的な働き方は既婚女性自身の働き方として家事・育児をサポートする効果を持つことは言うまでもないが、夫の働き方を変えることで妻の就業や多様な働き方の選択を可能にする効果もある。その意味からも「多様な正社員」の普及を政策的に今後とも推進していくべきだ(鶴・久米 2016: 17)という。

3.2.1 ジョブ型への懸念は対処可能

このジョブ型正社員について、清山(2015b)はいくつかの懸念を示した。 ①ジョブ型正社員制度は、正社員の雇用面での不安定性が増すことにつながりやすく、正社員の解雇が容易になるのではないかと懸念される。

職務、勤務地、労働時間などに限定があるジョブ型正社員は、無期雇用で社会保険にも加入できるが、仕事や勤務地(支店や店舗)の消失とともにすぐに解雇できる雇用だと想定されている。店舗の統廃合などが日常的に簡単に行われる今日では、このジョブ型正社員は解雇の対象になりやすいという不安から、労働運動がしにくくなるという点でも労働側にマイナスである。

②ジョブ型正社員は、昇格・昇進だけではなく雇用の安定性という点でも無限定正社員に比べて劣ることが明示的になれば、男女ともに、転勤や長時間労働など企業の拘束力が非常につよく家事育児の分担などがしにくい無限定な働き方へ結果的に誘導されるという(清山 2015b)。

しかし、金井(2018)によれば、職務・勤務地・労働時間が特定されている「ジョブ型正社員」が支配的である EU 諸国では手厚い解雇規制が確立しており、わが国において職種・勤務地・労働時間が特定されていない「無限定正社員」にしか解雇制限がないとするのは明らかに誤った理解であるとの指摘がなされている。職種や勤務地が限定されている労働者であっても、正社員の場合と同じように使用者はできる限り解雇を回避して、その雇用を保障するよう努めなければならないはずであるという(金井 2018)。

つまり、ジョブ型への懸念は対処可能であり、「ジョブ型正社員」にも手

厚い解雇規制が日本にも既にあるという解釈を確立すればよいのである。

3.3 長時間労働規制は女性就業を促し、かつ効率的

少子高齢化にともなう労働力不足に対応するためには、女性の就業を増やす必要がある。長時間労働は、家族への責任を持つ女性の就業機会を制限している。よって、OECDが日本に提言するように、長時間労働の厳格な規制を政府は行う必要がある(OECD 2017a: 22)。

日本経済新聞グループでは、多様で柔軟な働き方やイノベーション(技術革新)を通じた企業の生産性向上を後押しするため、「日経スマートワーク」プロジェクトを2017年から推進してきた。その一環として、学識経験者らが企業ヒアリングや実証分析を行い、その知見を広く発信することを目的とした「スマートワーク経営研究会」が2018年に中間報告として「働き方改革と生産性、両立の条件」を公表した。同報告は、日経スマートワークの「スマートワーク経営調査」の結果を使い、同調査に参加した上場企業など602社の多岐にわたる特徴・取り組みと企業のパフォーマンスとの関係を分析し、まとめたものである(鶴 2018)。

同報告の第3章は、複数年のデータが入手できた労働時間などの項目と利益率の関係に着目し、複数年における影響の変化や、パネルデータの利用により因果関係にも配慮した。分析対象は、純粋持株会社を除く一般事業会社であり、従業員規模100人以上10,000人未満の企業のうち、欠損値や外れ値を除いた324企業をサンプルとした。

対象企業の働き方改革に関する各種の施策が、総資産経常利益率 (ROA) と売上高営業利益率 (ROS) といった企業の利益指標にどのような影響を与えるか、経年的な影響の変化も考慮しながら分析を行った (2012 年度から2016 年度の5年間)。

働き方改革により、長時間労働の是正は必要だが、懸念されるのは、企業のパフォーマンスに悪影響を与えないかということである。このため、対象企業の正社員の労働時間に注目し、働き方改革などによって長時間労働が是正されたことで企業パフォーマンスが変化したかを検証した。

2014年以降に多くの対象企業でみられた正社員の労働時間の削減が、企業の利益率とどのように関係しているかを確認するため、図の観察や回帰分析を行ったが、正社員の労働時間は利益率に統計的あるいは経済的に有意な

影響を与えていないことがわかった。

つまり、働き方改革による正社員の長時間労働の是正は、企業の利益率を 高める効果は見出せないものの、逆に利益率を低下させるような副作用も確 認できないといえる。長時間労働を是正しても、多くの企業ではそれまでの 売り上げや利益を維持できており、結果的に、時間当りの効率性が高まった と解釈することができる(鶴 2018. 山本 2018: 63-4)。

3.4 男女格差削減には「性別をとわない能力発揮の推進」も必要

長時間労働を是正し、ワークライフバランスを高めることが、男女格差削減に結びつくには、「性別をとわない能力発揮の推進」が必要であることが明らかになっている。

山口(2017)は、ワークライフバランスや柔軟な働き方に関する企業施策が女性の賃金を高めるか否か、かつその結果、男女賃金格差を減少させるか否かを検討した。特に焦点を当てたのは、①企業が「性別にかかわりなく社員の能力発揮を推進する」方針(以下、GEO方針)を持つか否かの影響、②仕事と生活の調和(WLB)への企業の組織的取り組みがあるか否かと、③勤務地限定正社員制度を持っているか否か、の影響である。分析データは経済産業研究所による2009年の『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する国際比較調査』のうち日本企業調査とその従業員調査のリンクデータである。

分析結果は以下のとおりであった。①GEO方針があれば、無い場合に比べ、女性の賃金は増大し、男女賃金格差は減少する。②WLB施策の有無と勤務地限定正社員制度の有無の影響は共にGEO方針の有無に依存し、もしGEO方針があれば共にGEO方針自体の影響を超えてさらに女性賃金を増大させ、男女賃金格差を減少させる。③GEO方針の無い場合、勤務地限定正社員制度の有無は男女賃金格差に有意な影響を与えないが、WLB施策のみがある場合には男女賃金格差はかえって増大する(山口 2017: 147)。

つまり、勤務地限定正社員制度と WLB 施策の共通点は、女性の賃金を増大させ男女賃金格差を減少させるには GEO 方針を前提とし、GEO 方針がなければ格差減少には結びつかないことである。 GEO 方針があれば、GEO 方針の影響を超えて施策は女性の賃金を増大させ、男女賃金格差の減少に結びつく。つまり、「性別にかかわりなく社員の能力発揮に努める」という GEO

方針は、男女賃金格差を減少させる基本であることがわかる。

相違点は、WLB 施策は「両刃の剣」だが、勤務地限定正社員制度はそうではない点である。WLB 施策は、GEO 方針があれば、女性の賃金を増大させ、男女賃金格差を減少させる。だが、GEO 方針が無いと、WLB 施策は女性の賃金を増大させないばかりか、男女賃金格差をかえって増大させる。これは、人材活用を考えない WLB 施策が、賃金の低い、いわゆる「マミートラック」の女性正社員を多数生み出してしまうことによると考えられる(山口 2017: 167-8)。「マミートラック」とは、仕事と子育ての両立はできるものの、昇進・昇格とは縁遠いキャリアコースのことである。職場の男女均等支援や仕事と育児の両立支援が十分でない場合、ワーキングマザーは往々にして補助的な職種や分野で、時短勤務を利用して働くようなキャリアを選ばざるをえなくなり、不本意ながら出世コースから外れたマミートラックに乗ってしまうことが少なくない。

一方、勤務地限定正社員制度は「両刃の剣」ではなく、制度の有効性は GEO 方針の存在に依存するが、男女の賃金格差解消にマイナスの影響を与えることない。この結果、勤務地限定正社員制度の導入は、女性の活躍推進には寄与する可能性が高く、逆にそれを妨げるという実証的根拠は得られないという結論が得られたという(山口 2017: 168)。

3.5 女性活躍推進は韓日で企業業績にプラス

女性の活躍を推進することは、韓国でも日本でも企業業績にプラスである ことが明らかになっている。

日本では、2015年8月28日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性の活躍推進法)」が国会で成立した。

女性活躍推進法では第8条で常用雇用者が300人を超える一般事業所に対し、女性の活躍推進に関する行動計画の策定を義務づけている。これは法の中では最も重要な事項と考えられるが、その運用次第で結果に大きく差が生じることが考えられると、山口(2017)はいう。

行動計画策定は数値目標を上げることを対象企業に義務付けているが、実は行動計画策定以上に、目標をほとんど達成できない企業や女性の活用度の著しく低い企業についての行政指導(アドバイス)の機能を制度化させることがきわめて重要である。実は女性活躍の推進には優良企業の表彰以上に、

「劣等企業」の底上げが重要なのである。

強制性のない形で、女性の活躍の進まない(行動計画のフォローアップで 実現値が数値目標より著しく劣ると判明した企業、および同種の業種の他企 業に比べ、女性管理職割合が著しく低い企業など)従業員数 300 人以上の企 業について、地方自治体(指導方針の統一のためには中央官庁の方が望まし いが、法が地方自治体に行動計画策定を義務化しているので、自治体が適当) から担当職員を拡充の上、企業に派遣して、女性活躍が進まない理由につい て、聞き取りと必要なアドバイスを行うことを制度化・義務化することが考 えられる。中央官庁によるこのような自治体の制度化の調整も必要である。

韓国の2006年の男女の機会の平等に関する積極的措置方法(従業員500人以上企業に適用)は、法の対象企業に年々約1%の割合で女性管理職を増やすことに成功しているが、その有効性の主な原因は上記のような行政指導・監督を含む方法で女性活躍「劣等企業」の底上げに成功したからだと山口は理解している(山口2017)。

また、大沢・金(2014)によれば、日本と同様に女性の M 字就労が依然として残っている韓国では、2006年に民間部門に積極的雇用改善措置制度 (Affirmative Action)を導入した。積極的雇用改善措置の実施により、女性従業員や女性管理職比率が徐々に上昇しており、職階における男女間の格差が少しずつ縮まっている。

当制度の主な内容は、①対象企業の男女労働者や管理者の現状を分析すること、②企業規模および産業別の女性や女性管理職の平均雇用比率を算定すること、③女性従業員や女性管理職比率が各部門別の平均値の60%に達していない企業を把握し、改善するように勧告することである。対象企業は毎年3月末に雇用改善の目標値や実績、そして雇用の変動状況などを雇用労働部²に報告することが義務づけられている。

2006年の導入当時には常時雇用労働者1,000人以上の事業所に義務づけられていたが、2008年からは適用対象が同500人以上の事業所や公的機関にまで拡大され、現在に至っている³。

大沢・金(2014)は、韓国での積極的雇用改善措置が企業利益に与えた影

²日本では厚生労働省の労働関係部局(旧労働省)にあたる韓国の行政機関。

³ 2008 年 3 月 1 日からは 500 人以上の企業と 50 人以上の公共機関に拡大・適用され、2013 年 5 月 1 日からはすべての公共機関に拡大・適用された (安 2018)。

響を分析するために、積極的雇用改善措置が従業員 500 人以上の企業に拡大される以前である 2007 年と、拡大されて 3 年が過ぎた 2011 年における当期 純利益の増減率を分析した。その結果、積極的雇用改善措置の適用を受けた企業の当期純利益の増減率が高く、統計的に有意であることがわかった。

日本の高学歴女性において M 字型就労が形成される背後の理由をみると、 結婚や育児での離職よりもキャリアの発展性が見込めないために離職してい る女性が多い。

女性はすぐ退職しがちであるという統計にもとづいて女性の能力を伸ばそうとしない、企業の統計的差別を減らすため、積極的差別是正施策などの施策を導入することが重要になる。生産年齢人口が減少し、稀少な人材を活用し、職場にイノベーションをおこしていかなければ、これからの日本の経済の成長はむずかしい。韓国の積極的差別是正施策が企業の業績にプラスの影響を与えているという実証分析の結果は、日本にも大きな示唆をもたらす(大沢・金 2014)。

また、山本(2014)は、日本において雇用に関する詳細な情報と財務情報の双方をもつ企業パネルデータを構築して、上場企業約 1,000 社の 2003 年、 $2005\sim 2011$ 年までのパネルデータを分析し、正社員女性比率が高いほど利益率が高まる傾向があることを示した(図 4 参照)。

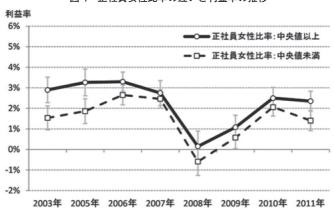


図4 正社員女性比率の違いと利益率の推移

備考) 図中の縦線は95%信頼区間。

出典:山本(2014)

特に、正社員女性比率が0.3~0.4で利益率が顕著に高くなっているほか、 年齢層別にみると結婚・出産・育児などで正社員女性が激減する30歳代の 正社員女性比率が高い企業ほど、利益率が高くなっている。

さらに、中途採用の多い企業やワークライフバランス施策が整っている企業では、正社員女性比率の利益率へのプラスの影響が顕著であることもわかった。そうした企業では人件費節約だけでなく生産性自体の向上を通じて企業業績が高くなっていると考えられるという(山本 2014)。

以上から、女性活躍の推進は、韓国でも日本でも企業業績にプラスであることは明らかである。だが、それを示した大沢・金(2014)や山本(2014)は、主に高学歴女性の人材活用を念頭に置いている。では、低学歴女性の雇用はどうすれば促進できるのだろうか。次の4.で、低学歴が多く、子どもの能力を伸ばしにくい、ひとり親家庭の貧困の現状を確認し、その対策を検討する。

4. ひとり親家庭の貧困と対策

4.1 ひとり親の増加と貧困

子供のいる世帯は徐々に減少しているが、ひとり親世帯は1993年から2003年までの10年間に94.7万世帯から139.9万世帯へと約5割増加した後、ほぼ同水準で推移している(図5)。



出典:内閣府男女共同参画局(2016、2019)より筆者作成。

(備考) 1. 平成 23 年以前は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成 28 年は厚生労働省「全国 ひとり 親世帯等調査」。

3. 母子 (父子) 世帯は、父 (又は母) のいない児童 (満 20 歳未満の子供で、未婚のもの) がその母 (又は父) によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。 4.2011 年値は、岩手県、宮城県および福島県を除く。2016 年値は、熊本県を除く。

^{2.} 各年 11 月 1 日現在。

1983 年から 2016 年の 33 年間で、母子世帯数は約 1.7 倍に増加した。ひとり親世帯の多くが母子世帯であり、1983 年以降、母子世帯の割合が 8 割以上で推移している。2016 年は、ひとり親家庭数 141.9 万世帯のうち、母子世帯数は 123.2 万世帯、父子世帯数は 18.7 万世帯で、ひとり親世帯の 86.8%が母子世帯である(内閣府男女共同参画局 2016, 2019)。

日本のひとり親の貧困率が世界的にみても高いことはよく知られているが、日本の特徴は働いても貧困が改善しない点である。OECD (2011) のデータによれば、2004 ~ 2008 年の OECD34 か国のひとり親の貧困率の中で、就労しているひとり親の貧困率は、日本では 54.6% とずば抜けて高い。2位のルクセンブルクが 38.3%で、平均が 21.3%である (OECD 2011)。驚くべきことに、日本では、働いていないひとり親の貧困率 (52.5%) よりも、働いているひとり親の貧困率 (54.6%) の方が高い。このような国は 34 か国の中で日本だけである。

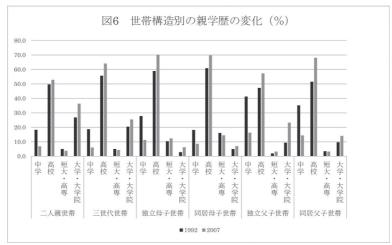
4.2 ひとり親と子どもの低学歴の連鎖

4.2.1 ひとり親の低学歴

ひとり親には低学歴が多いが、母子世帯と父子世帯の違いは明らかになっていなかった。斉藤(2018)は「就業構造基本調査」の匿名データ(1992・2007年)を用いて、1990年代から2000年代にかけてのひとり親世帯内部の学歴格差、所得格差とその変容について時点間比較を行った。

斉藤(2018)は、ひとり親世帯を「配偶関係が未婚・離婚・死別であるひとり親と20歳未満の未婚の子どもから成る世帯」と定義する。そのうえで、ひとり親とその未婚子のみによって構成される世帯を「独立ひとり親世帯」、さらに他の成人親族を含む世帯(20歳以上の子どもを除く)を「同居ひとり親世帯」と定義する。他の成人親族とは、子どもの続き柄からみた祖父・祖母、叔父・叔母などが含まれる。

ひとり親世帯の中でも、父子世帯の学歴分布の変化は、母子世帯よりも顕著である(図 6)。1992年では独立父子世帯と同居父子世帯の「中学」はそれぞれ41.3%、35.2%であり、母子世帯の同割合より高い。2007年では、「中学」のシェアは大幅に減少したが、それぞれの世帯で16.3%、14.4%と依然として高水準にある。その対極である「大学・大学院」層も同時に拡大しており、母子世帯では観察されないトレンドを示す。



出典: 斉藤 (2018) より筆者作成

分析の結果、以下の知見が得られた。第1に、有子世帯の所得格差は、1992年から2007年の15年間で拡大傾向にあり、とくに独立母子/父子世帯内部で所得格差が大きい。第2に、高学歴化によりひとり親の教育水準が急速に向上したものの、ひとり親世帯の低学歴層への偏りは安定的に維持されている(図6)。第3に、要因分解法の推定結果より、世帯所得の学歴間格差が独立ひとり親世帯の所得格差の拡大に寄与しているが、他の成人親族との同居はひとり親世帯の階層差を緩衝させる役割を持っていた。

以上より、ひとり親世帯内部の所得格差は階層差を伴って緩やかに拡大しており、家族・世帯の「自助努力」を強調する福祉政策は、低学歴層のひとり親世帯の経済状況を悪化させる可能性が示唆されたという(斉藤 2018)。

4.2.2 子どもの学歴の低さ

李(2019)によれば、2016年度の「全国ひとり親世帯等調査」では、ひとり親世帯の親の子どもについての悩みは「教育・進学」(母子58.7%、父子46.3%)が最も多い。ひとり親世帯の厳しい経済状況は、子どもの将来の生活に繋がる教育投資にも影響を与える。

子どもの教育達成の低さは、母子世帯のみでなく父子世帯にも共通にみられ、ひとり親世帯と二人親世帯間の教育達成の格差は、近年になっても縮小

しておらず、むしろ拡大している(李 2019)。ひとり親世帯のもとで生育することが、低水準の世帯所得を媒介として子どもの教育達成に負の影響を与える。特に、教育達成の格差は、男性に比べて女性に大きい(稲葉 2016: 136)。母子世帯出身者は社会全体が高学歴化するなかで、取り残された存在であり、遺族年金や児童扶養手当などの社会保障制度は、子どもの大学進学を想定していなかったため、社会全体の高学歴化にともなって大きな格差が顕在化してきたと、稲葉(2011)は指摘する。

学歴は、就業や結婚などを初めとしてその後のライフコースに影響を与える。さらに、近年は、家族構造に関係なく子どもの進学率は上がっているが、ひとり親世帯の子どもの進学率は、常に二人親世帯の子どもに比べて低い(李2019)。

子どもに期待する教育程度においても、ひとり親世帯の方が常に低い。子どもに期待する最終学歴は、ひとり親の学歴と関連がみられ、母子世帯では、母親の学歴が中卒の場合、子どもの最終進学目標は高校までが最も多く約6割を占め、母親が高卒の場合、高校までが約4割、大学以上が約4割、母親が大卒以上の場合、大学以上が最も多く8割を超えている。父子世帯に同様な傾向がみられた(李2019.厚生労働省2017:89-90)。

ひとり親世帯の貧困が、子どもの教育達成に負の影響を与えていることは明らかである。ひとり親世帯の貧困を削減するにはどうすればよいのだろうか。次の4.3で、ひとり親の貧困率が最も低い北欧諸国を検討する。

4.3 北欧の貧困削減——就業の限界と児童扶養手当の有効性

OECD による最も包括的な研究によれば、ひとり親の貧困率は 10%未満 から 40% 超だが、貧困率が最も低いのは北欧諸国である (OECD 2011, Letablier & Wall 2018)。

ただし、北欧の中でもスウェーデンのひとり親の状況は、就業促進政策がとられたが、改善はしなかった。Jenson(2018)によれば、スウェーデンでは2000年代に入って社会的投資の視点から就業促進を強化するようになり、失業して百日後にまだ職が無い者は、国のどこでも、失業手当よりも1割安い賃金で、働くことを要求されるようになった(Bonoli 2010: 449-50)。この条件は低収入や労働市場からの退出に直接に結びつき得た。これらの条件に従うことができないひとり親は労働市場から退出した。スウェーデンのひ

とり親の状況は悪くなり続けた。2005年から2014年にかけて、ひとり親の収入は、比較可能なデータが入手できる他のほとんどの国よりも、全体の中央値にくらべ相対的に少なくなり続けた(OECD 2017c: 34, Jenson 2018: 205)。

Jaehrling et al. (2014) は、ドイツ、フランス、スウェーデン、英国ではひとり親の就業率が高まったにもかかわらず、賃金が下がったため、雇用は貧困を防ぐことはできなかったことを明らかにした。上記の4か国のひとり親の就労支援政策の影響を分析した結果、英国以外の国は、ひとり親の就業率が高まったが、貧困率は減らなかったことが明らかになったのである(Jaehrling et al. 2014)。

van Lancker et al. (2015) によれば、2008年には、スウェーデンは北欧諸国の中で、シングルマザーの貧困率が最も高かった。児童手当の貧困削減率も最も低く、16%に過ぎなかった。削減率はフィンランドとデンマークが39%で2.5倍であり、ノルウェーが52%で3.4倍だった。シングルマザーだけを対象とする児童扶養手当がない国がスウェーデンだけであることは偶然ではない。シングルマザーだけを対象とする児童扶養手当を充実するほど、全体の政府支出の大小に関係なく、シングルマザーの貧困は削減できることがわかった(van Lancker et al. 2015: 217-8, Jenson 2018)。

4.4 有給育児休業はひとり親の貧困を削減

Maldonado (2017) は、ルクセンブルク所得研究の世帯レベルのデータと、世界政策分析センターの国レベルの政策指標を用いて、45 か国の約37万世帯を調査分析した。諸政策のマルチレベル分析の結果、最も政策効果が高いのは母親休暇であった。有給の母親休暇は、シングルマザーの就労を効果的に容易にすることによって、有意にひとり親家庭の貧困を削減する(Maldonado 2017: iii) 4。

ただし、朝井ほか(2016)によれば、日本では 1995 年、2001 年に育休給付金が引き上げられても、母親の就業継続率を引き上げる効果は確認されなかった。育休給付金の引き上げが母親の就業継続を促進しなかった要因の一つには、育児休業後の子育てと就労の両立が難しいことが挙げられる。給付

⁴ ひとり親家庭の研究の概観として、Maldonado & Nieuwenhuis (2019) が有用である。

率の引き上げは、子どもが1歳になるまでの収入を増加させるが、その後の収入には変化をもたらさない。働きながら育児をするためには、時間的・金銭的に大きなコストがかかることを考えると、1995年の25%ポイント、2001年の15%ポイント程度の給付率の引き上げでは、就業を継続することの利得を大きくは改善しなかっただろうという(朝井ほか2016)。

Van Lancker (2018) は、上記の朝井の研究である Asai (2015) に言及し、母親の育児休暇が有給であっても、雇用に与える影響は一定ではないと指摘した。 Asai (2015) は、日本の育休給付金の引き上げが母親の就業継続率を上げなかったのは、母親についての社会規範と、母親が仕事に戻ろうとしたときに保育施設が不足している結果だろうとし、異なる政策手段の間の交互作用効果の重要性を確認した、と Van Lancker はいう (Van Lancker 2018)。

以上を踏まえると、特に日本では、有給の母親休暇だけでは、シングルマザーの就労を促すことは難しく、保育施設の充実が必要であると考えられる。 次の4.5では、世界的に見れば、有給の休暇等の労働条件の改善は、国際競争力を高めることを確認する。

4.5 労働条件の改善は国際競争力を高める

世界経済フォーラム(World Economic Forum, WEF. グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体)で、1999 年から 2008 年の10年間で少なくとも8年間、最高の競争力ランキングにあるとされた20か国の労働条件を、Heymann & Earle (2010) は調べた。その上で、労働条件と世界経済フォーラムでランク付けされた全131 国との関係を調べた。

その結果は、神話を崩すものであった。休暇や暮らしやすい労働スケジュールを提供することが国の競争力を下げるという証拠は見つからなかった。実際には、唯一確認されたのは、労働条件を規制する労働法は経済的成功にプラスに働くということだった。本人や家族の健康上の問題のケアのために有給病気休暇(sick leave)を保障している国の方が、経済競争力で最も高い国にランク付けされていたのである。

だが、これらの労働政策にはコストがかかる。どうして、このようなことが可能なのか。第一に、職場の手当は生産コストのほんの一部でしかない。

第二に、これらの諸手当は、賃金や賃金格差に比べれば小さい。例えば、1 週間の有給病気休暇は、最大でも賃金コストの2%増にしかならい。諸手当の実施による小さなコストは、労働条件の改善による生産性の向上で埋め合わせがすぐできるのである。第三に、健康保険、保育、有給病気休暇が公的財源で保障されている国では、会社は労働者とその家族の健康と福利厚生を相対的に安いコストで改善できるので、その国に会社が移動する場合がある。たとえば、トヨタ自動車はいくつかの工場を米国からカナダに移すと2005年に発表した。カナダでは政府の諸政策で労働者が保護されているため、会社にかかるコストが安いからである5 (Heymann & Earle 2010)。

4.6 労働時間の規制と所得保障の重要性

4.4 の Maldonado (2017) によれば、不規則な労働時間は、ひとり親と二人親の格差を拡大しがちである。二人親世帯には不規則な労働時間により柔軟に対応できる資源があるが、ひとり親世帯は対応するのがより難しい。労働時間の規制はすべての家族にとって効果的で、特に低収入の家族にとって効果的だという (Maldonado 2017: 25)。

特に、日本のシングルマザーは国際的にみて不利な状況にある。シングルマザーの生活時間の国際比較を行った田宮・四方(2007)は、日本のシングルマザーは他国に比べて、仕事時間は最も長く(315分)、育児時間は最も少なく(23分)、長時間労働のしわ寄せが育児時間を切り詰める結果をもたらしていると指摘する。それとともに、貧困率が高い日本の母子世帯の特徴を踏まえ、シングルマザーの仕事時間の短縮と育児時間確保のための支援政策、仕事時間短縮に伴う減収補てんのための所得保障、シングルマザーのワークライフバランスのための支援政策の必要性を指摘した(李 2019)。

田宮・四方(2007)によれば、ほとんどのシングルマザーが仕事に就いていることから、より賃金の高い仕事への転職支援が重要になるが、仕事中心の生活時間の中で、職業訓練を受講する時間的余裕があるとは考えにくい状況にある。就労支援策の利用者が少ない原因のひとつはここにあろう。

母子世帯の生活実態から、ワークライフバランスの実現と、所得保障制度 の拡充を実現した上で、中長期的にはより安定した雇用への移行を促すよう

⁵ P. Krugman, "Toyota, Moving Northward," New York Times, July 25, 2005.

な就労支援策も有効となろう。これらの条件が整ってはじめて、所得保障が 伴わない労働時間や休暇の取得の柔軟性を高めるような支援策も有効となろ うと指摘している(田宮・四方 2007)。

4.1 でみたように、驚くべきことに、日本では、非就労のひとり親よりも、 就労のひとり親の貧困率の方が高い。いかに条件の悪い労働環境に置かれて いるかが分かる。仕事時間短縮に伴う減収補てんのための所得保障が、現時 点ではどうしても必要になる。

5. 長時間労働規制でどの学歴の女性も活躍を進めるには

長時間労働の規制は女性就業を促し、かつ効率的である(3.3)。長時間労働を是正しても、多くの企業ではそれまでの売り上げや利益を維持できており、結果的に、時間当りの効率性が高まった。また、女性活躍を推進することは韓日の両国で企業業績にプラスであることが明らかになっている(3.5)。

ただし、これらは主に大企業での高学歴女性の人材活用を念頭に置いている研究であった。そのため、4.では、低学歴女性の多いひとり親家庭の貧困の現状とその対策を検討した。その結果、そこでも労働時間の規制が、ひとり親世帯には必要であることが明らかになった(4.6)。

ここで重要なのは、「政府による長時間労働規制という労働条件の改善は、その国の国際競争力を高める」という 4.5 の研究、Heymann & Earle (2010) である。たとえば、トヨタ自動車は、労働条件の改善を公的財源で保障するカナダに、米国から工場を移した。

5.1「生産主義パラダイム」を長期的視点から修正

2.3 では、一億総活躍国民会議で安倍政権が、①同一労働同一賃金の原則、②長時間労働の厳しい規制を導入する必要を強調したことをみた。確かに、これら2つの原則の導入は、経営者にとって短期的には、コスト上昇につながりうる。

だが、これらの原則は、4.5の Heymann & Earle (2010) をふまえれば、 グローバル企業の経済的負担をむしろ長期的には減らす可能性がある。これ らの原則の導入による短期的なコストは、労働条件の改善による生産性の向

⁶以下の文末のカッコ内の数字は、参考すべき箇所の目次の項目を示す。

上で、長期的には埋め合わせができる可能性がある。

長時間労働を厳しく規制し、日本の雇用システムの問題を解決するには、一人一人の生産性を上げる「生産主義パラダイム」から離れるのではなく、むしろ「生産主義パラダイム」を長期的な視点から修正するべきではないか。長時間労働の規制が、短期的なコストにはなっても、家庭に閉じこもっていた優秀な女性の就業を促し、活躍を推進することで、長期的には経済成長を促す可能性は十分にある。

それは、『OECD 対日経済審査報告書 2017 年版』が指摘したことでもある。同書によれば、日本の労働生産性は、OECD 諸国の上位半数の国の平均値から約1/4 下回っている。女性の雇用機会を抑制している障害を取り除けば、女性がその能力を発揮し、公正性、包摂的成長を高められるとして、3つの方策を同書は提言した。①主要な都市圏の子育で施設の不足を減らす、②家計の中の2番目の稼ぎ手の働く意思決定に中立的なものとなるよう、税と社会保障制度を改革(配偶者控除の廃止)、③家庭責任を負う女性の雇用機会を抑制する長時間労働の文化を変え、ワークライフバランスを改善、である(OECD 2017a)。ここでは、③を引用する。

3つ目は、家庭責任を負う女性の雇用機会を抑制する長時間労働の文化を変え、ワークライフバランスを改善すべきである。働き方改革実現会議は、2017年3月末までに調査結果を発表することとなっている。過去数十年間、正規雇用者の超過勤務時間数は、上昇トレンドにある。実際問題として、企業経営者と労働組合は超過勤務時間を無制限として合意することもできる。政府は、労働者が過労死するリスクがあるレベルである1ヶ月の超過勤務時間が100時間を越える職場の検査を行っている。政府は、超過勤務時間の拘束的な上限を導入すべきである。これにより、女性の就労が容易になる上、OECD 諸国において女性の就労との間で正の相関が見られる、出生率についても高まるだろう。労働者が超過勤務労働を長時間行わなくとも生活ができるよう、超過勤務の上限の議論は、労働生産性のさらなる強調と賃金上昇ととともに行われるべきである。法的上限により、未払い、未報告の超過勤務問題への対策も必要となろう。最後に、仕事文化、習慣を変えていくため、政府はよいお手本となるべきである(OECD 2017a)。

このように長時間労働を廃止し、ワークライフバランスを改善すべきなのは、ひとり親にとっても必要であることは、4.6 で確認した。中面 (2018) によれば、多くのシングルマザーは第1子出産の段階で他の女性と同様に仕事を辞めている。現在行われている就労支援において、母子世帯になった後からの支援のみを考えるのではなく、女性が一般的に良好な職として認識されている正社員を出産後も続けられるような労務管理、労働政策がそのベースとなっていなければならない。

労働時間が限定され、転勤も少ない(あるいはない)働きやすい男性中心の「無限定正社員」と異なる「限定正社員」という雇用形態をどう制度化し、どう今までの「正社員」の給与や労働条件にリンクさせるかをシングルマザーのためだけでなく労働社会全体で検討する必要がある。

このようにシングルマザーの就労支援策をもう一度、女性労働者の評価、子どもを抱える女性労働者の支援策の中におき直し、女性労働者が働きやすい支援策、あるいは「限定正社員」のような無限な「能力」と「態度」を要請されない雇用形態を考えなければ、シングルマザーが働き続ける事は難しいであろうと中間は指摘する(中間 2018)。

周(2014)がシングルマザーの「ワークライフバランス型経済的自立」と 貧困解消を同時に実現するには、中長期的には正社員と非正社員間、男女間 の賃金格差の解消、就業スタイルの多様化等の雇用システムの改革が必要不 可欠であるとするのも、同様の指摘である(周 2014: 23)。

以上から、長時間労働の規制、限定正社員の拡大などで、女性が働きやすい環境を作り、ひとり親を含む全ての女性がまっとうな正規の仕事に就けるようにする必要がある。それは企業の業績にプラスにもなり得るからだ(3.3, 3.4, 3.5, 4.5)。

それはまた女性の現役時の収入を増やし、1.2 で問題とした高齢女性の貧 困率を下げることにもつながるだろう。

5.2 配偶者控除の廃止

5.1 の OECD (2017a) は、②女性労働を妨げる配偶者控除の廃止も提言した。

2つ目は、家計の中の2番目の稼ぎ手の働く意思決定に中立的なものとなるよう、税と社会保障制度を改革すべきである。もし2番目の稼ぎ手の

年収が103万円以下であれば、その収入は税が免除され、また主な稼ぎ手は配偶者控除を適用できる。この控除は、主に高所得家計に有利となっており、多くの女性にパートタイムで働く誘因を与えている。2018年に、政府は、主な稼ぎ手の年収1220万円以下に適用を制限しつつ、(2番目の稼ぎ手の)年収150万円までに所得上限を拡大する。長期的には、この所得上限の引上げによる効果も踏まえながら、この控除は完全になくしていくべきである。(OECD 2017a)。

この配偶者控除の所得制限の150万円までの引き上げを、大湾(2017)は 批判する。税制面から女性の就労のインセンティブを高めるため、配偶者控 除の廃止が長らく提唱されてきたにも拘らず、安倍政権は配偶者控除の所得 制限の引き上げで対応しようとしており、本末転倒と言わざるを得ない。一 人親世帯や正規の共働き世帯に対し不公平であるという面のみならず、配偶 者控除の所得制限の引き上げで低賃金で働く女性の労働時間が拡大すること は、同じく低賃金で働く多くの非正規労働の雇用や賃金を抑える働きを持つ だろう。また、将来、配偶者控除の廃止を行う時の既得権益も大きくなり、 反対の声が一層強くなりかねない。早期の配偶者控除廃止が望ましいという、 大湾(2017)の批判に筆者も同意する。

また、配偶者手当の全廃も検討すべきである。配偶者控除は、それを基準とした企業の配偶者手当(制度をもつ企業平均で月1万6300円)と連動しているから、専業主婦が就業すると一時的に家計所得が減少するという問題がある。企業経営の国際化の中で、労働者の企業への貢献と無関係な配偶者手当を廃止する動きもあるが、大部分の企業では慣行が維持されている。「女性が働くと損をする」制度が維持されることは、労働力の減少が経済成長の抑制要因となる高齢化社会では、大きな社会的コストを生む(八代2016)。配偶者手当を全廃し、専業主婦が就業した場合の社会保険料の雇用主負担分に振り返ることを検討すべきである(大岡2017)。

5.3 保育施設の充実

5.1 の OECD (2017a) は、①子育で施設の充実も提言する。

主要な都市圏の子育で施設の不足を減らすべきである。政府は、この点の 取組を行っている。しかし、依然、日本の幼児教育・保育支出は、対 GDP 比 0.5%と欧州のいくつかの国の半分以下である。次の課題に取り組むことにより、公立保育所は、民間保育所により補完されるべきである。i) 民間企業及び非営利組織の参入を阻害する資金面、税制面の不利益を緩和する、ii) 国の基準を超える基準を課し、新規参入を抑制している地方政府の規制を見直す、iii) 保育園で現状働いていない有資格者の職務復帰をさらに促進すること等により、保育士不足に対処すべきである(OECD 2017a)。

子育て施設の不足を減らすことには筆者も賛成である。4.4 でみたように、 日本では有給の母親休暇だけでは、母親の就労を促すことは難しく、保育施 設の充実が必要だからである。ただし、保育施設の不足が民間保育所で補完 されるべきかどうかは別稿で検討したい。

5.4 児童扶養手当の充実

ひとり親家庭などに支給される手当である児童扶養手当は、極めて重要である。日本のシングルマザーは、他国よりも仕事時間が最も長い (4.6) のに、貧困率はずば抜けて高い (4.1)。シングルマザーは仕事中心の生活時間の中で、職業訓練を受講する時間的余裕がない。就労支援策の利用者が少ない原因はここにある。就労支援策を有効にするには、仕事時間を短縮し職業訓練を受講することで生じる減収を補てんするために、所得保障がどうしても必要である (4.6)。よって、児童扶養手当はできるだけ充実すべきである。

2016年5月2日、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の取りまとめ等を受け、児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的として、児童扶養手当の第2子に係る加算額を5千円から1万円に、第3子以降に係る加算額を3千円から6千円に見直すこと等を内容とする「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」が参議院本会議において全会一致で可決、成立した(浜田2018、綿村2016)。

これ自体は前進である。だが、4.6で確認した所得保障の重要性を考えれば、 藤原ほか(2011)が主張するように、第1子と同じ月額(2020年1月で 42.910円)を第2子以降にも支給すべきである。

藤原らによる大都市近郊ではない地方の中型都市 A 自治体の調査 (2007~2009年、対象母親数 2603人) によれば、母子世帯の貧困率は、子ども 1人の場合は 73%、 2人の場合は 85%、 3人以上の場合は 94%と、子どもの数が増えるにつれ、貧困率も高くなっている。母子世帯の中でも特に貧困なの

は子どもの数が多い世帯であり、支給方式を子ども1人あたり均等に支給する児童均等型に変更することで、貧困率を緩和することができる。児童均等型に変更するだけで、全体の貧困率は65%から58%まで低下すると推定されるという(藤原ほか2011)。

児童扶養手当を、他の手当と同様に、子ども 1 人あたり均等に支給することは、①母子世帯の貧困率を下げ、②就労支援策を有効にするためにも必要である。4.3 でみたように、シングルマザーだけを対象とする児童扶養手当を充実するほど、シングルマザーの貧困は削減できることからも、児童扶養手当は充実すべきである。

1.1 で述べたように、少子高齢化で減っていく子どもや若者が、家庭の貧富にかかわらず、その能力を伸ばしきることができる教育システムを日本は作り出さねばならない(大岡 2014)。4.2.2 でみた稲葉がいうとおり、母子世帯の子どもは社会全体が高学歴化するなかで、取り残された存在であり、児童扶養手当などの社会保障制度は、子どもの大学進学を想定していなかった(稲葉 2011)。ひとり親世帯の貧困は、子どもの大学進学を妨げる可能性が高い(4.2.2)。よって、母子世帯の子どもが大学に進学できるようにするためにも、児童扶養手当を児童均等型にして充実し、母子世帯の貧困を削減すべきである。

5.5 再教育システム構築のための北欧研究の必要性

また、親が低学歴だと、子どもに期待する教育程度は明らかに低くなる (4.2.2)。ひとり親世帯の低学歴も、子どもの大学進学を妨げる可能性が高い だろう。よって、低学歴のひとり親が高校、大学、通信教育などで再教育を 受けられるようにしていくことが望ましい。低学歴のひとり親が再教育を受

⁷ かつては、離婚の場合には寡婦控除が適用されるのに対し、非婚(未婚)の場合には適用されなかった。しかし、一度でも婚姻経験があれば、離婚して単身になった後に「非婚の母」になった場合には控除対象となった。このように、制度設計には徹底した法律婚主義が貰かれ、女性が独立して生を全うすれば不利を被るという負のサンクションとして機能していると批判されていた(湯澤:2013,2018)。だが、2019年12月の与党税制改正大綱で、2020年度から未婚のひとり親の税負担が軽減されることが決まった。配偶者と死別・離婚したひとり親が対象の「寡婦(夫)控除」とすべて同じ内容の軽減策とし、ひとり親ならば結婚の有無や男女の区別なく公平な制度にした(朝日新聞,2019.12.11,「所得500万円以下、対象 未婚ひとり親、税負担減 自公合意」、同,2019.12.13、「未婚のひとり親、税負担減ご自公合意」、同,2019.12.13、「未婚のひとり親、税負担減ご自公合意」、同,2019.12.13、「未婚のひとり親、税負担減ご自公合意」、同,2019.12.13、「未婚のひとり親、税負担減ご何

けられれば、親自身も貧困から抜け出せる可能性が高まる。

5.4 の最初で述べた、職業訓練の受講と同じく、ひとり親が仕事時間を短縮し「再教育を受ける」ことで生じる減収を補てんするためにも、所得保障が必要である。

よって、長期的には、低学歴のひとり親が、所得保障を受けながら、再教育を受けられるシステムを日本で構築していくべきである。

その際に参考になるのがスウェーデンである。スウェーデンでは、労働階級のシングルマザーが、労働市場での悪条件を改善するため、資格を取る教育を受けることが多い。例えば掃除婦だった母親が看護士になるため、フルタイムの学生になったりする。返さなくてよい給付奨学金と貸与型奨学金からなる、奨学金システムが、これを可能にしている(Roman 2019: 308, Roman 2017: 27)。長い目でみて生活をよりよくできるように、「雇用されうる能力(employability)」を高めるため、働きながら勉強するという戦略もよくとられる。勉強は、よりよい労働条件とより安定した雇用に最終的には結びつく投資だと考えられている(Roman 2017: 34,36)。勉強して、よりよい仕事のための資格を得て転職し、よりよい労働時間、より高い収入、より安定した雇用を獲得することは、労働階級のシングルマザーにとって「ふつうの戦略」なのだという(Alsarve 2017)。

スウェーデンのひとり親の状況が悪化したことを 4.3 で確認したが、①状況が悪化しているにもかかわらず、よりよい仕事のために再び教育を受けることが「ふつうの戦略」であり続けているのはなぜか、②再教育が「ふつうの戦略」となるようなシステムをスウェーデンはどう構築していったのかを、今後の研究課題としたい。

謝辞 本論の前半3.5 までは、日中韓が持ち回りで共同開催する第15回社会保障国際論壇(韓国原州,2019.9.7)で行った英語報告 "Social inclusion in Japan with its low birthrate and aging population: Employment support to reduce poverty among aged women"を元にしている。報告を勧めていただいた野口定久氏、野口典子氏、お世話になった事務局の金成垣氏に御礼申し上げる。

【文献】

- 朝井 友紀子・神林 龍・山口 慎太郎, 2016,「育児休業給付金と女性の就業(平成 27 年度「経済の好循環と日本経済再生に向けた国際共同研究」(労働分野))」『経済分析』(191):153-64.
- 阿部 彩, 2015a,「貧困率の長期的動向:国民生活基礎調査 1985 ~ 2012 を用いて|貧困統計ホームページ
- ----, 2015b,「経済を見る眼「社会的包摂政策」を今こそ」『週刊東洋経済』 (6634):9
- 安 熙卓, 2018,「韓国の女性労働と雇用政策」『九州産業大学経営学会経営 学論集』28(3):1-24.
- 李 璟媛, 2019,「配偶者との離死別と子どもの生活状況(特集 離死別と社会保障)|『社会保障研究』4(1):4-19.
- 稲葉 昭英, 2011,「ひとり親家庭における子どもの教育達成」, 佐藤嘉倫・尾島史章編『現代の階層社会「1] 格差と多様性』東京大学出版会, 239-52.
- 2016,「離婚と子ども」稲葉昭英・保田時男・田渕六郎・田中重人編『日本の家族 1999-2009:全国家族調査 [NFRJ] による計量社会学』東京大学出版会、129-44.
- 大岡 頼光, 2014, 『教育を家族だけに任せない:大学進学保障を保育の無償 化から』勁草書房.
- ----, 2017, 「教育·育児保障の財源調達」『社会政策』9(1):48-62.
- ——, 2018, 「高齢者が負担増を納得する論理を求めて: フランスの社会保障目的税 CSG の検討から」『中京大学社会学研究科社会学論集』 (17): 1-24.
- ---, 2019,「超高齢社会を支える社会人の大学再教育システムの研究: スウェーデンの社会人教育から」『中京大学社会学研究科社会学論集』 (18):111-58.
- 大沢 真知子・金 明中, 2014,「韓国の積極的雇用改善措置制度の導入とその効果および日本へのインプリケーション」, 独立行政法人経済研究所 RIETI Discussion Paper Series 14-J-030.
- 大湾 秀雄, 2017,「働き方改革と女性活躍支援における課題――人事経済学の視点から」RIETI Policy Discussion Paper Series 17-P-006.
- 金井 幸子, 2018,「使用者の配転命令権と雇用保障(特集 人事部の役割・機能と歴史)」『日本労働研究雑誌』60(9):28-37.

- 厚生労働省,2017,『平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告(平成28年11月1日現在)』
- 国立社会保障・人口問題研究所,2019、「人口ピラミッド」
- 斉藤 知洋, 2018,「ひとり親世帯の所得格差と社会階層」『家族社会学研究』 30(1):44-56.
- 周 燕飛, 2014, 『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』労働政策研究・ 研修機構.
- ——. 2019. 『貧困専業主婦』新潮社.
- 清山 玲, 2015a, 「日本の労働規制改革とジェンダー (特集 社会政策としての労働規制)」『社会政策』7 (1): 76-84.
- ----, 2015b, 「今日の雇用制度改革とジェンダー、「多様な正社員」問題を中心に」『労務理論学会誌』24:5-17.
- 田宮 遊子・四方 理人, 2007, 「母子世帯の仕事と育児――生活時間の国際 比較から(特集 多様化する「子育て支援」の在り方をめぐって)」『季刊 社会保障研究』43(3): 219-31.
- 鶴 光太郎, 2016, 『人材覚醒経済』日本経済新聞出版社.
- 鶴 光太郎・久米 功一, 2016,「夫の家事・育児参加と妻の就業決定――夫の働き方と役割分担意識を考慮した実証分析」RIETI Policy Discussion Paper Series 16-J-010.
- 内閣府男女共同参画局, 2016. 『男女共同参画白書 平成 28 年版』
- ----, 2019, 『男女共同参画白書 令和元年版』
- 中囿 桐代, 2018,「シングルマザーのキャリア継続と正社員雇用」『北海学 園大学経済論集』66 (2): 25-36.
- 日本学術会議 社会学委員会・経済学委員会合同 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会,2014,「いまこそ『包摂する社会』の基盤づくりを」, http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t197-4.pdf
- 浜田 勇, 2018,「生活困窮者等の自立促進のための支援強化策:生活困窮者 自立支援法等改正案 (特集 第196回国会の法律案等の紹介 (2))」『立法 と調査』(399):17-36.
- 藤原 千沙・湯澤 直美・石田 浩、2011、「母子世帯の所得分布と児童扶養手

中京大学大学院社会学研究科 社会学論集. No.19. 2020

- 当の貧困削減効果 -- 地方自治体の児童扶養手当受給資格者データから(貧困研究の課題(6)女性と貧困)|『貧困研究』6:54-66.
- 湯澤 直美, 2013,「ひとり親世帯をめぐる分断の諸相」『親密性の福祉社会学: ケアが織りなす関係』東京大学出版会
- ----, 2018, 「子育て後の母子世帯の母たち」『学術の動向』 23 (5): 14-7.
- 八代 尚宏, 2016, 『シルバー民主主義:高齢者優遇をどう克服するか』中央 公論新社.
- 山口 一男, 2017, 『働き方の男女不平等:理論と実証分析』日本経済新聞出版社,
- 山田 篤裕, 2015,「高齢者雇用と年金の接続――雇用政策および年金制度改革の影響評価」西村 淳『雇用の変容と公的年金:法学と経済学のコラボレーション研究』東洋経済新報社.
- 山本 勲, 2014,「上場企業における女性活用状況と企業業績との関係 企業パネルデータを用いた検証 」, RIETI Discussion Paper Series 14-J-016
- ----, 2018,「上場企業における働き方改革と利益率:「スマートワーク経営調査」データを用いた検証」日本経済研究センター「スマートワーク経営研究会」中間報告「働き方改革と生産性、両立の条件」
- 労働政策研究・研修機構編,2018,『データブック国際労働比較2018』
- 綿村 恵, 2016,「子どもの貧困とひとり親家庭の自立支援:児童扶養手当法 の一部を改正する法律案(特集 第190回国会の法律案等の紹介(1))」『立 法と調査』(375):12-26.
- Alsarve, Jenny, 2017, "Working it out: strategies to reconcile work and family among Swedish lone mothers," *Families, Relationships and Societies*, 6 (3): 325-40.
- Asai, Yukiko, 2015, "Parental leave reforms and the employment of new mothers: Quasi-experimental evidence from japan," *Labour Economics*, 36: 72–83.
- Bonoli, Giuliano, 2010, "The Political Economy of Active Labor-Market Policy," *Politics & Society*, 38 (4): 435-57.
- Ellingsæter, Anne Lise and Arnlaug Leira, 2006, *Politicising parenthood in Scandinavia: gender relations in welfare states*, Policy Press.
- Heymann, Jody and Alison Earle, 2010, Raising the global floor:

- dismantling the myth that we can't afford good working conditions for everyone, Stanford Politics and Policy.
- Holliday, Ian, 2000, "Productivist Welfare Capitalism: Social Policy in East Asia," *Political Studies*, 48 (4):706-723.
- Jaehrling, Karen, Thorsten Kalina and Leila Mesaros, 2014, "A Paradox of Activation Strategies: Why Increasing Labour Market Participation among Single Mothers Failed to Bring Down Poverty Rates1," Social Politics: International Studies in Gender, State & Society, 22 (1): 86-110.
- Jenson, Jane, 2018, "Social investment, poverty and lone parents," Sheila Shaver ed., *Handbook on gender and social policy*, Edward Elgar, 197-214.
- Letablier, Marie-Thérèse and Karin Wall, 2018, "Changing lone parenthood patterns: New challenges for policy and research," *Lone Parenthood in the Life Course*, Springer, Cham.29-53.
- Maldonado, Laurie Chisholm, 2017, "Doing better for single-parent families: Poverty and policy across 45 countries," UCLA.
- Maldonado, Laurie Chisholm and Rense Nieuwenhuis, 2019, "Single Parents in Context," Lynette Spillman ed., Sociology *Oxford Bibliographies*, Oxford University Press.
- OECD, 2011, Doing better for families, OECD Publishing.
- ——, 2017a,「OECD 対日経済審査報告書 2017 年版概要」(https://www.oecd.org/economy/surveys/Japan-2017-OECD-economic-survey-overview-japanese.pdf).
- , 2017b, "OECD Economic Surveys Japan, overview," (https://www.oecd.org/eco/surveys/Japan-2017-OECD-economic-survey-overview.pdf) .
- Roman, Christine, 2017, "Between Money and Love: Work-family Conflict Among Swedish Low-income Single Mothers," *Nordic journal of working life studies*, 7 (3).
- —, 2019, "Gendered and classed experiences of work-family conflict among lone mothers in Sweden," *Community, Work & Family*, 22

中京大学大学院社会学研究科 社会学論集. No.19. 2020

- (3):302-18.
- Takeda, Hiroko, 2018, "Between Reproduction and Production: Womenomics and the Japanese Government's Approach to Women and Gender Policies," ジェンダー研発 (21): 49-70.
- Van Lancker, Wim, 2018, "Does the use of reconciliation policies enable single mothers to work? A comparative examination of European countries," Rense Nieuwenhuis and Laurie C. Maldonado eds., *The triple bind of single-parent families: resources, employment and policies to improve well-being*, Policy Press.
- Van Lancker, Wim, Joris Ghysels and Bea Cantillon, 2015, "The impact of child benefits on single mother poverty: exploring the role of targeting in 15 European countries," *International Journal of Social Welfare*, 24(3), 210-22.

執筆者紹介(掲載順)

中 嶌 洋 (中京大学現代社会学部准教授)

森 田 次 朗 (中京大学現代社会学部准教授)

大 岡 頼 光 (中京大学現代社会学部教授)

編集委員 成 元哲

中京大学大学院 社会学研究科 社会学論集 第19号

発 行 日 2020年3月31日

発 行 所 中京大学大学院社会学研究科

豊田市貝津町床立101

電話〈0565〉46-1211

発行責任者 加藤 晴明

印 刷 所 常川印刷株式会社

名古屋市中区千代田2丁目18-17

電話〈052〉262-3028

JOURNAL OF SOCIOLOGY

GRADUATE SCHOOL OF SOCIOLOGY, CHUKYO UNIVERSITY

No. 19 (March 2020)

CONTENTS

Itinerary and Results of Yoshimasa TAKEUCHI's Visits for Observation of Home Helper Activities in Europe
Hiroshi NAKASHIMA
Application of Capability Approaches to Sociology of Education: A Review of Applied Researches by Caroline S. Hart Jiro MORITA
Reducing women's poverty and pursuing efficiency through regulations on long working hours: Increased child support allowances for single parents
······ Yorimitsu OOKA

GRADUATE SCHOOL OF SOCIOLOGY, CHUKYO UNIVERSITY TOYOTA, JAPAN